

5階天井伏図-1

天井(撤去復旧)	設備機器(取外し再取付)
LGS+GB-NC t9.5	ダカライト×3
不燃木板貼り 白木目[FW-1]	スピーカー×1
	スピーリングラーヘッド×2

天井(撤去復旧)	設備機器(取外し再取付)
LGS+GB-NC t9.5	ダカライト×5
加X貼り 木目[WC-1]	スピーリングラーヘッド×2
桟木:木工無垢材口40	

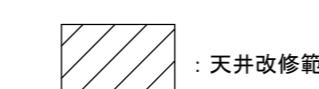
天井(撤去復旧)	設備機器(取外し再取付)
LGS+GB-NC t9.5	ペンダントライト×3
加X貼り 植物調木目[WC-3]	ダカライト×1
桟木:木工無垢材口40	

天井(撤去復旧)	設備機器(取外し再取付)
LGS+GB-NC t9.5	ダカライト×4
加X貼り木目[WC-5]	シーリングファン×2
桟木:木工無垢材口40	スピーリングラーヘッド×2

天井仕上	
記号	メーカー
[FW-1]	ニッシンイクス リアルパネル ホワイトザザ
[FW-2]	ニッシンイクス リアルパネル ナラナチュラル デザインケース カラー DC-5
[WC-1]	サンゲツ ハードウォール HF-2024
[WC-2]	サンゲツ TH-32634
[WC-3]	サンゲツ SGB-2258
[WC-4]	サンゲツ ハードウォール HF-2011
[WC-5]	サンゲツ TH-32619
[WC-6]	サンゲツ HF-2101
[WC-7]	トミタ BOA-303
[PT-1]	日塗工 19-30A

凡例	
□	既設天井点検口(□450)
□	新設天井点検口(□450)

※天井改修範囲内にある天井点検口は新設すること。



凡例(設備機器)	
⊕	ダカライト φ100
⊕	ペンダントライト φ190
⊕	ペンダントライト φ360
⊕	ペンダントライト φ430
○	スピーカー
SP	スピーリングラーヘッド

TITLE

津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事

DRAWING TITLE

5階天井伏図-1

SCALE

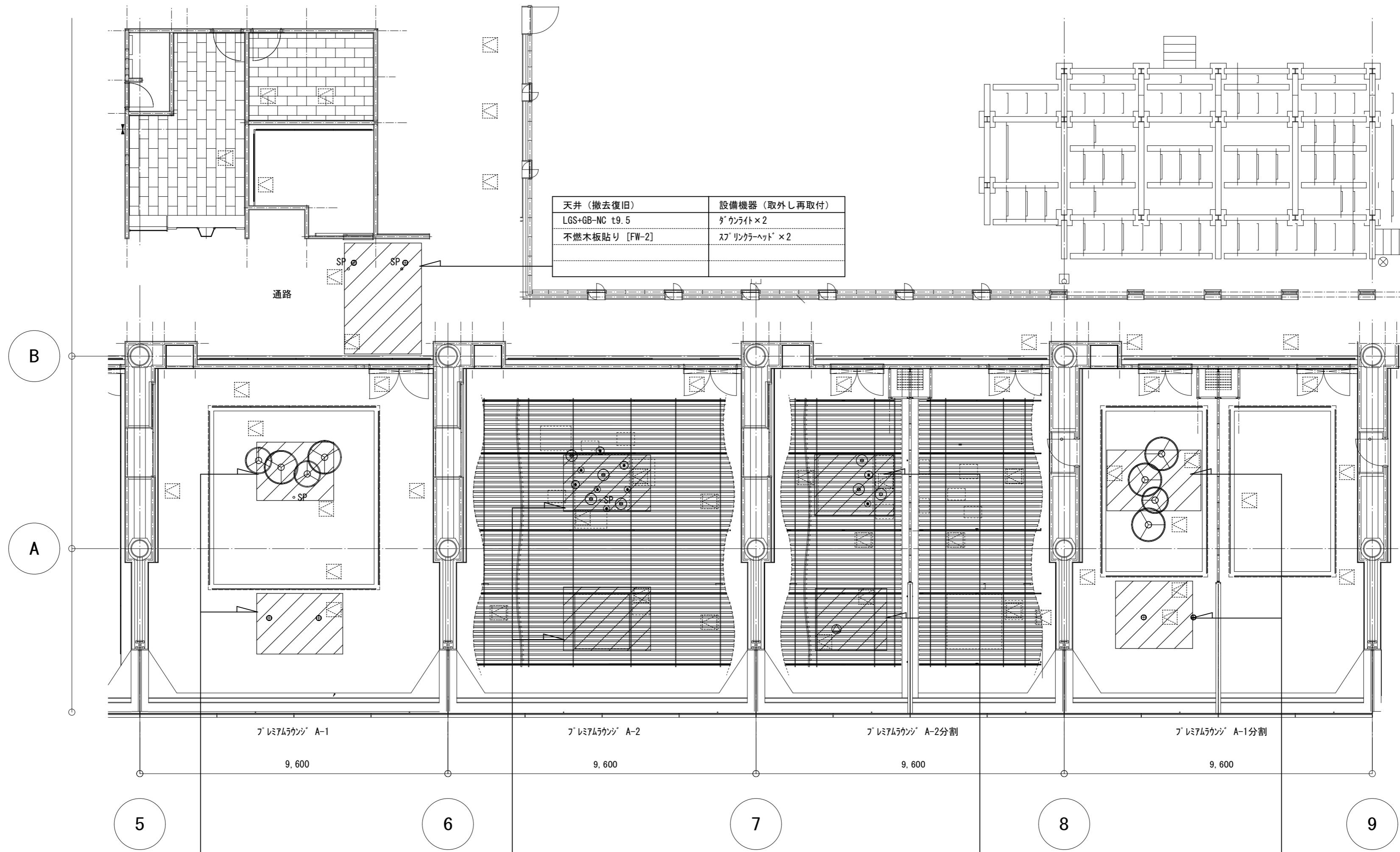
1/100

一級建築士事務所
三重県登録第1-2396号

山本一級建築士事務所
〒514-0815 三重県津市藤方1457-4
TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779

設計者
一級建築士
第61738号
山本 覚藏
管理建築士
一級建築士
第31791号
山本 覚藏

No. M-056
原図: A2



5階天井伏図-2

天井(撤去復旧)	設備機器(取外し再取付)
LGS+GB-NC t9.5	ダウントライト×2
ペース天井:クロス貼り ライトグレー[WC-6]	ペントライト×4
折上天井:クロス貼り ゲレー[WC-7]	スピリンクーヘッド×1

天井(撤去復旧)	設備機器(取外し再取付)
LGS+GB-NC t9.5	ペントライト×11
天井:EP塗装 黒[PT-1]	スピリンクーヘッド×1
アミルバー-(脱着)	

天井(撤去復旧)	設備機器(取外し再取付)
LGS+GB-NC t9.5	ペントライト×5
天井:EP塗装 黒[PT-1]	スピーカー×1
アミルバー-(脱着)	

天井(撤去復旧)	設備機器(取外し再取付)
LGS+GB-NC t9.5	ペントライト×4
ペース天井:クロス貼り ライトグレー[WC-6]	ダウントライト×2
折上天井:クロス貼り ゲレー[WC-7]	

天井仕上	
記号	メーカー
[FW-1]	ニッセンクス リアバネル ホワイトザサ
[FW-2]	ニッセンクス リアバネル ナチュラル デザイナーズ カラー DC-5
[WC-1]	サンゲツ ハードウォール HF-2024
[WC-2]	サンゲツ TH-32634
[WC-3]	サンゲツ SGB-2258
[WC-4]	サンゲツ ハードウォール HF-2011
[WC-5]	サンゲツ TH-32619
[WC-6]	サンゲツ HF-2101
[WC-7]	トミタ BOA-303
[PT-1]	日塗工 19-30A

凡例	
	既設天井点検口 (□450)
※天井改修範囲内にある天井点検口は新設すること。	
	天井改修範囲

凡例(設備機器)	
①	ダウントライト φ100
②	ペントライト φ830
③	ペントライト φ1050
④	ペントライト φ100
⑤	ペントライト φ250
⑥	ペントライト φ350
⑦	スピーカー
SP	スピリンクーヘッド

TITLE

津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事

DRAWING TITLE

5階天井伏図-2

SCALE

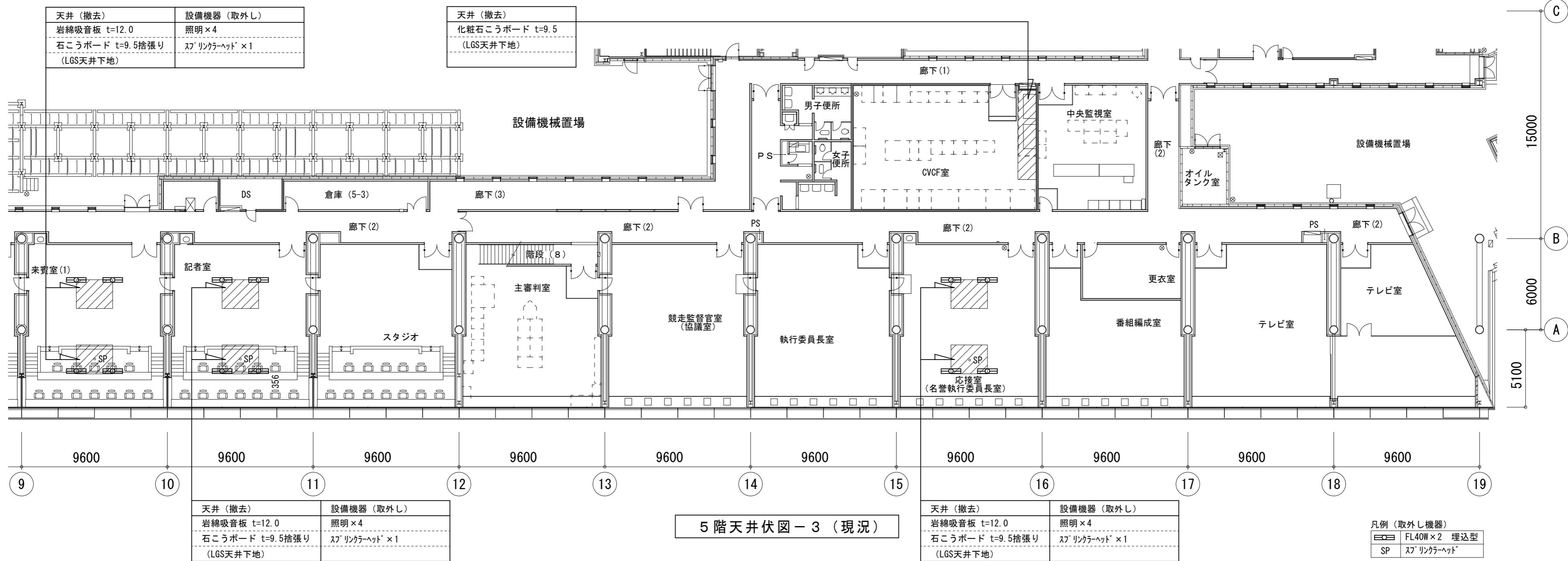
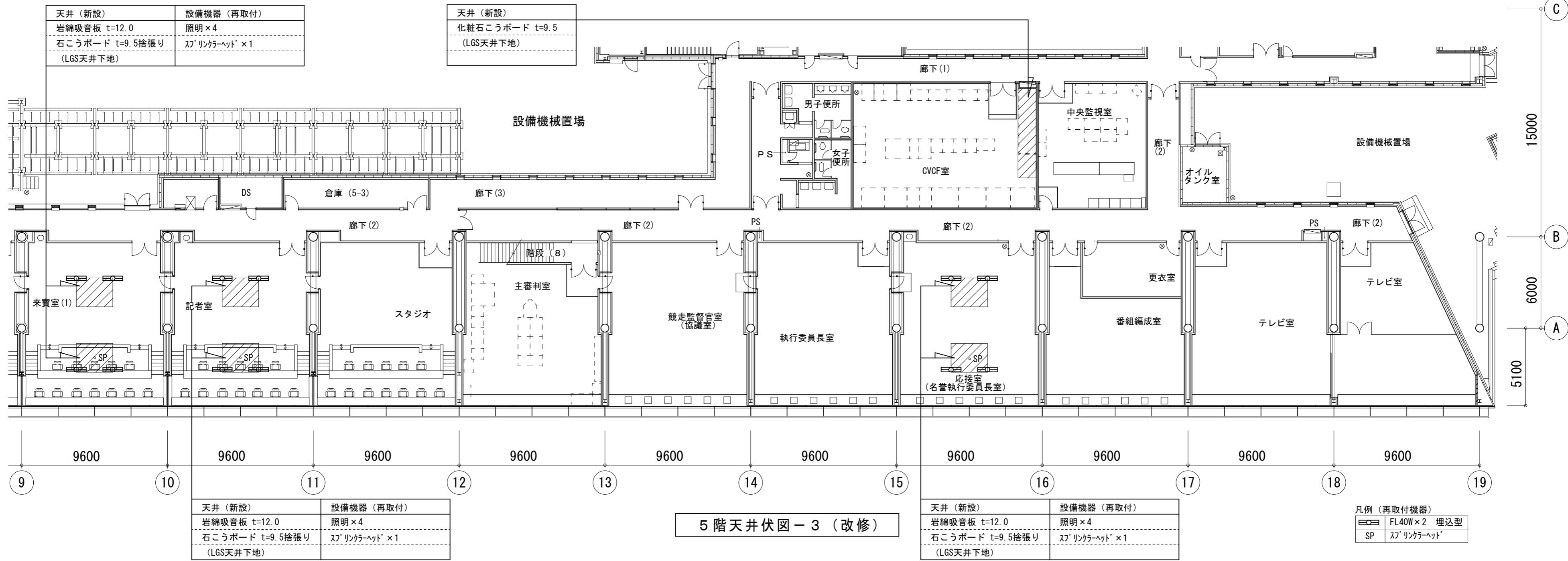
1/100

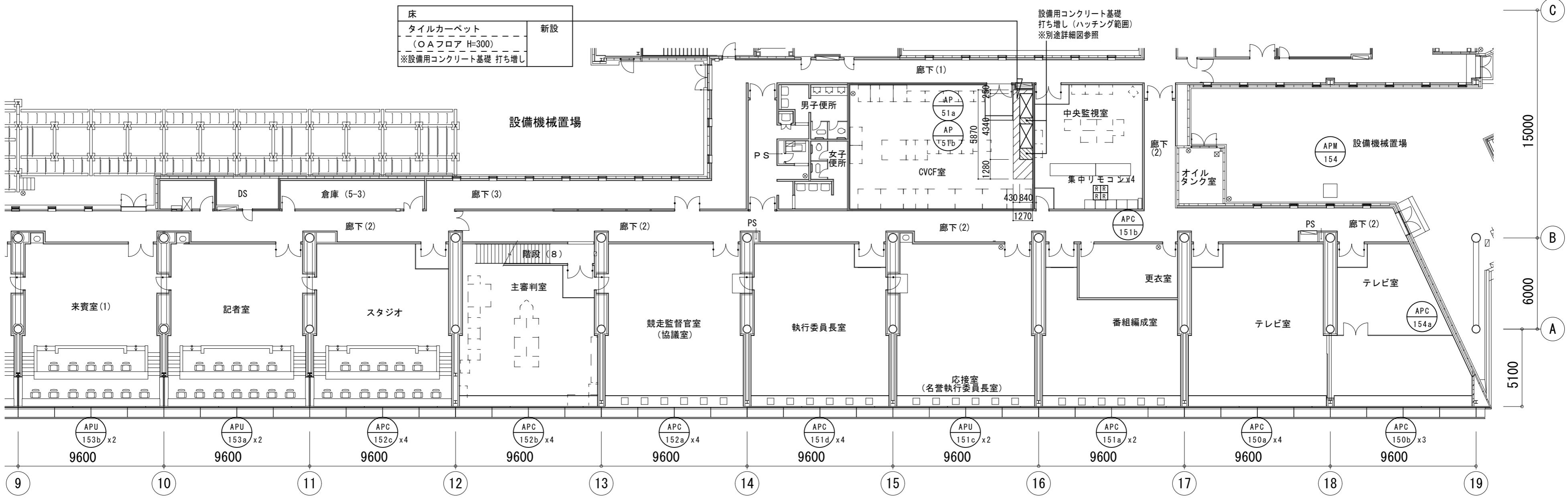
一級建築士事務所
三重県登録第1-2396号

山本一級建築士事務所
〒514-0815 三重県津市藤方1457-4
TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779

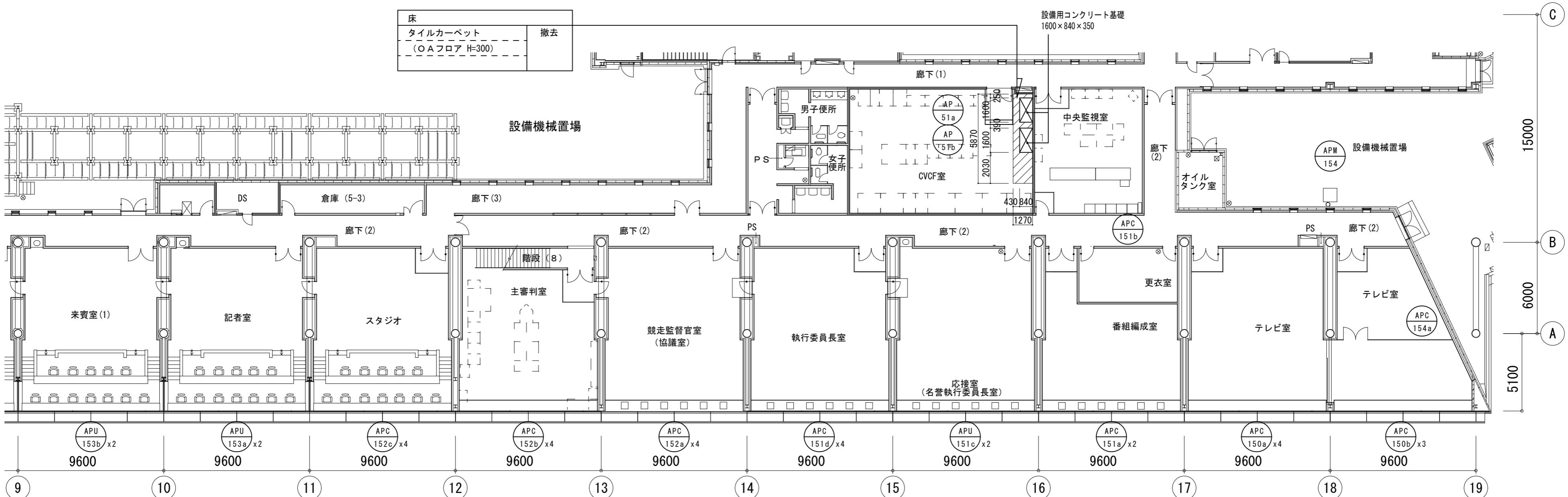
設計者
一級建築士
第61738号
山本 覚藏
管理建築士
一級建築士
第31791号
山本 覚藏

No. M-057
原図:A2





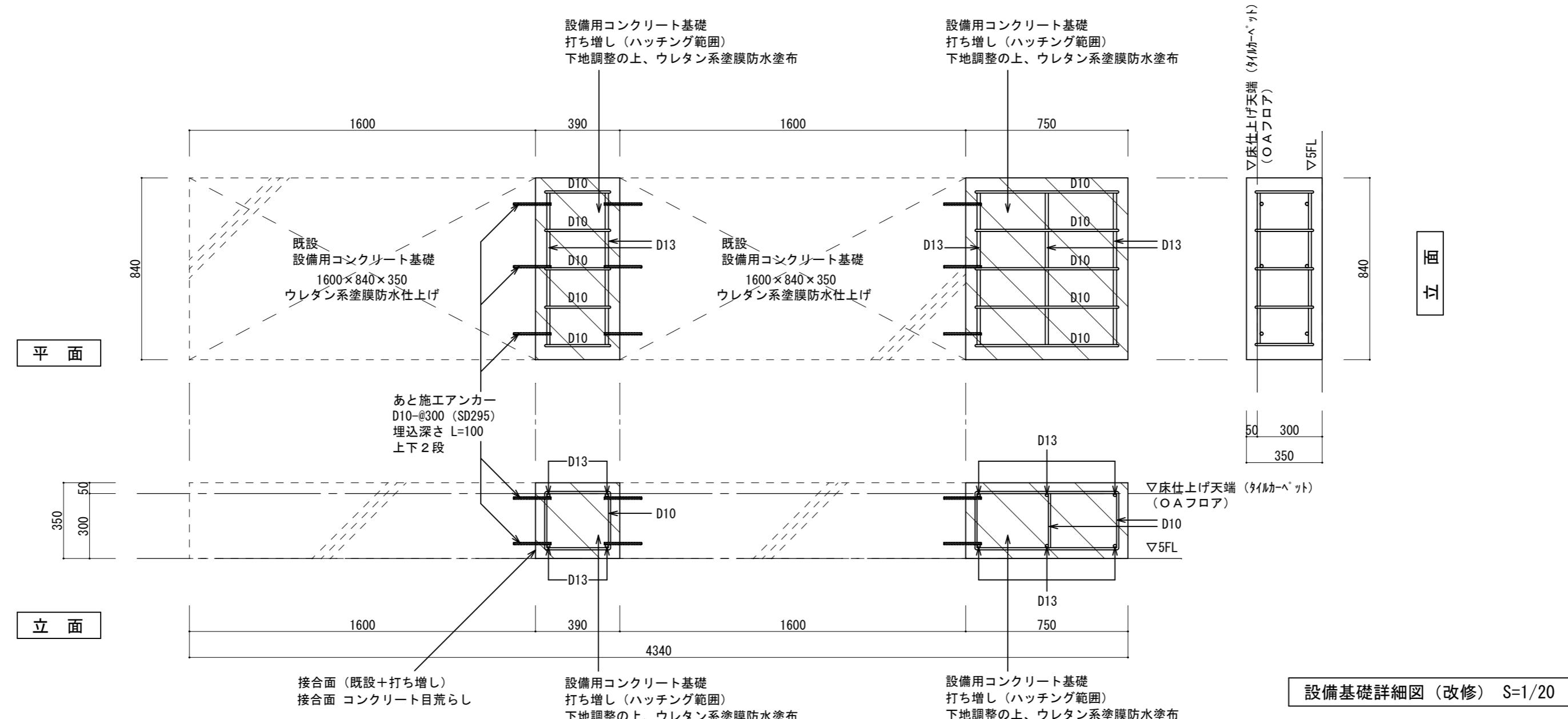
5階床伏図 (改修)



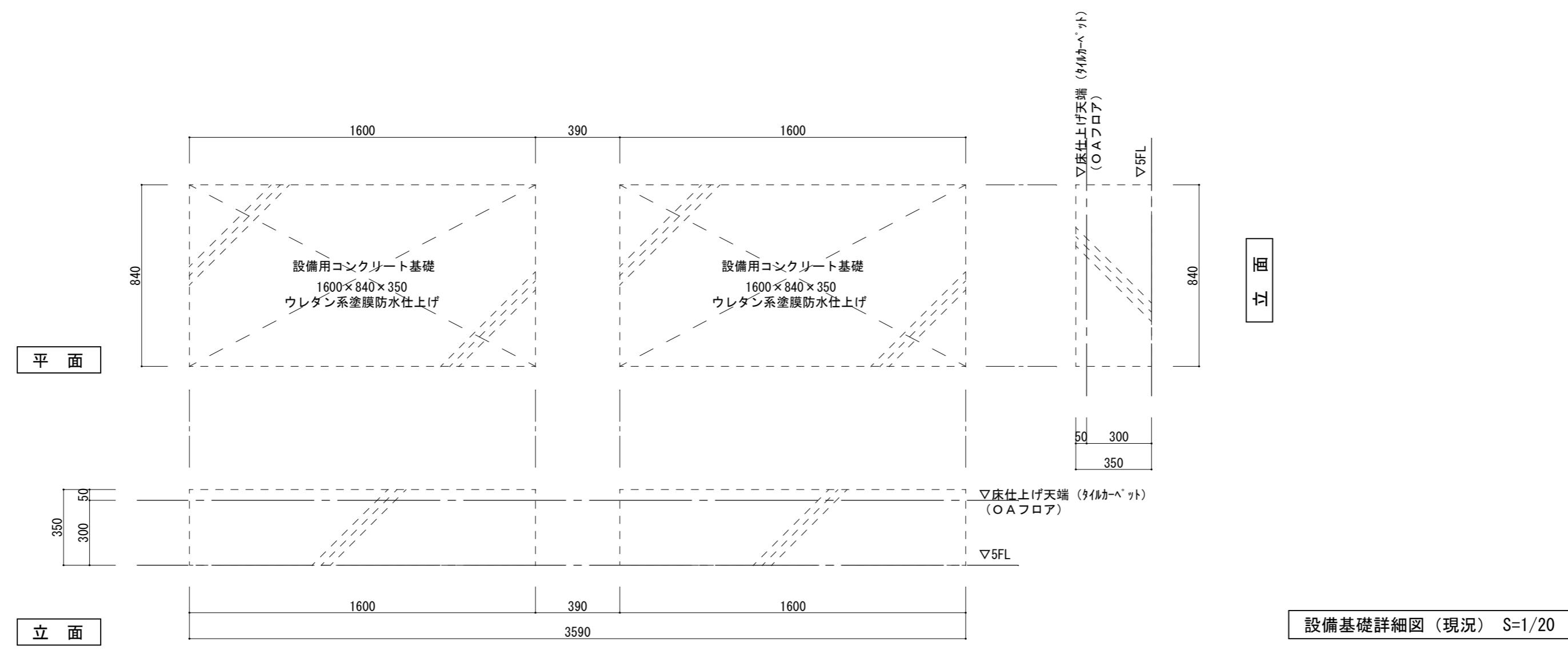
5階床伏図 (現況)

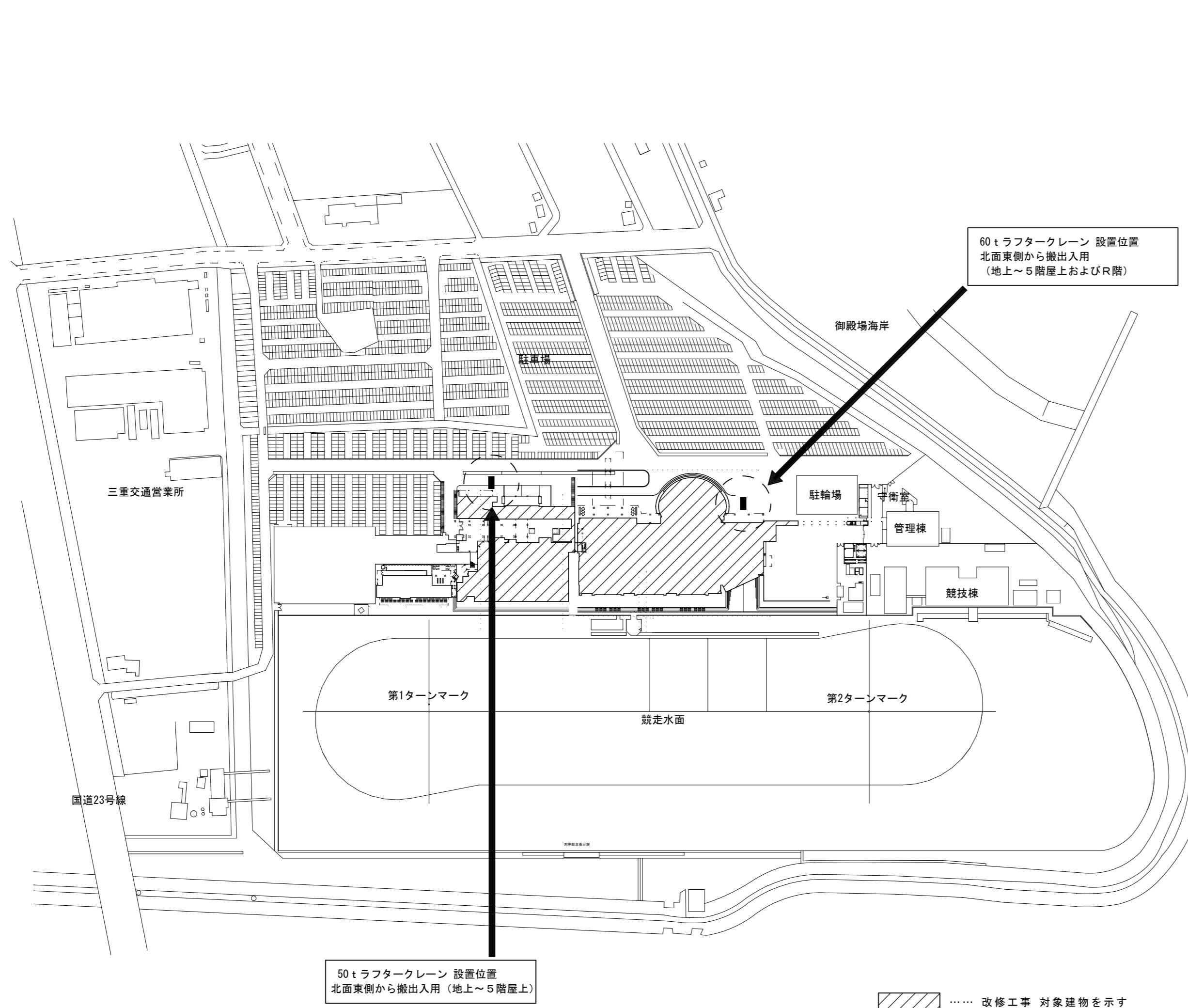
TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号	山本一級建築士事務所	設計者 一級建築士 第61738号 山本 覚藏	管理建築士 一級建築士 第31791号 山本 覚康	No.
津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事	5階床伏図	1/200	〒514-0815 三重県津市藤方1457-4 TEL<059> (225) 0757 FAX<059> (224) 1779				M-059 原図:A2

5階 CVCF室



5階 CVCF室





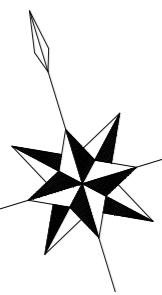
機器搬出入計画図（配置図） S=1/2500

（参考）

●設備機器搬出入計画	
対象：機械設備（空調室外機）	
設置位置：5階屋上およびR階	
【既設機器 搬出時】	
〈北面東側〉	<ul style="list-style-type: none"> 地上に60t ラフタークレーン設置。 5階屋上の既設機器を荷下げる。 R階に設置の既設機器は、R階仮設ステージ（北面東側荷上げステージ）より直接地上まで荷下げる。
〈北面西側〉	<ul style="list-style-type: none"> 地上に50t ラフタークレーン設置。 5階屋上の既設機器を荷下げる。 R階に設置の既設機器は、北面西側搬出入ヤグラにて5階屋上まで荷下ろし後、ラフタークレーンにて地上まで荷下ろしを行う。
【新設機器 搬入時】	
〈北面東側〉	<ul style="list-style-type: none"> 地上に60t ラフタークレーン設置。 5階屋上の新設機器を荷上げする。 R階に設置の新設機器は、地上から直接R階仮設ステージ（北面東側荷上げステージ）まで荷上げする。
〈北面西側〉	<ul style="list-style-type: none"> 地上に50t ラフタークレーン設置。 5階屋上の新設機器を荷上げする。 R階に設置の既設機器は、ラフタークレーンにて5階屋上まで荷上げ後、北面西側搬出入ヤグラにてR階まで荷上げを行う。

※機器搬出用ステージおよびヤグラは 5階機器搬出計画図
および、R階機器搬出計画図（別図）参照

※施工時には監理者と協議の上、搬出入計画を決定する



NOTE 単管パイプにて機器搬出入用のステージおよびヤグラ等の仮設を行う。

- 施工時には監理者と協議の上、搬出入計画を決定する

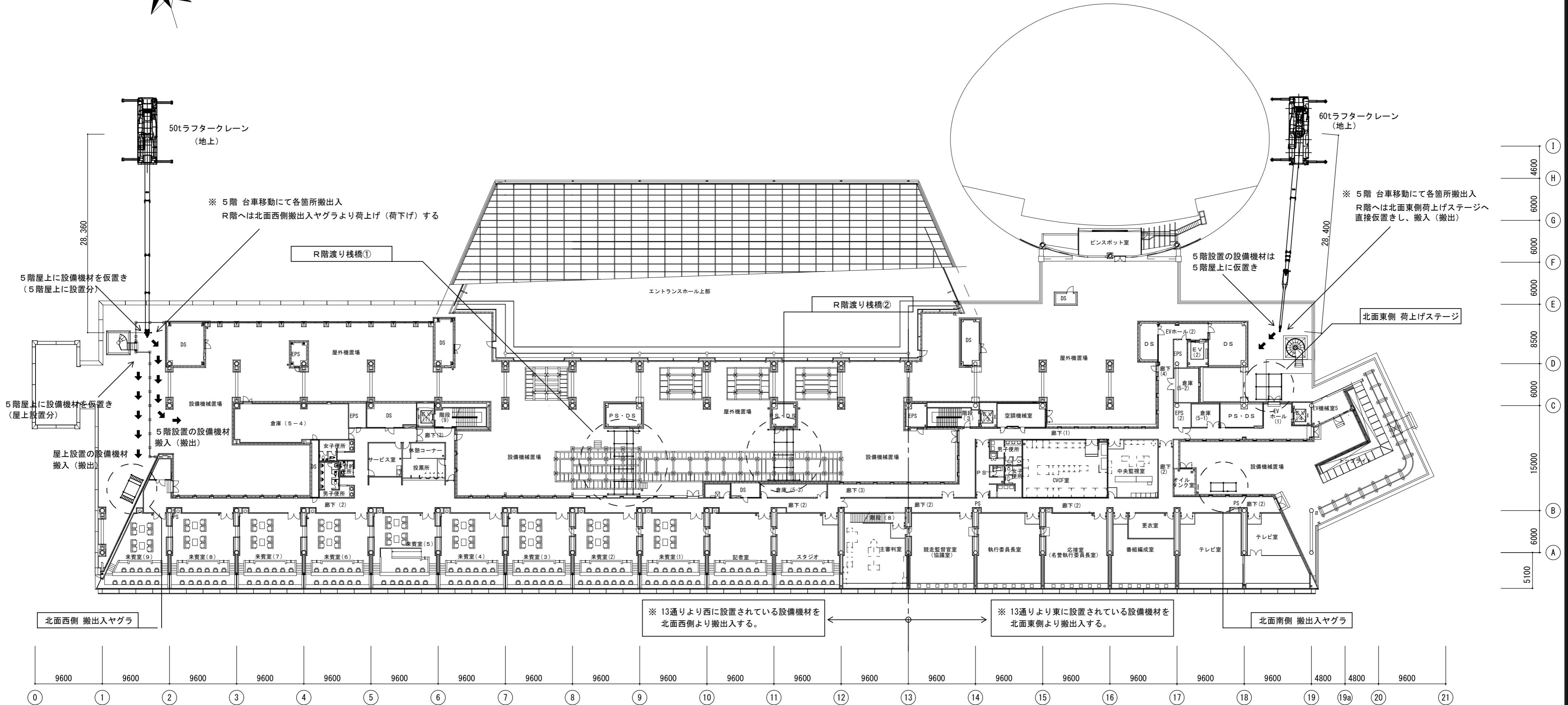
※荷上げステージ、搬出入ヤグラ、渡り桟橋下は既設屋上
防水保護養生を行う。

- ・養生シート (t=0.3mm以上) +養生敷板 (t=15mm)

※設備機材の搬出入経路は既設屋上防水保護養生を行う

- ・養生シート (t=0.3mm以上)

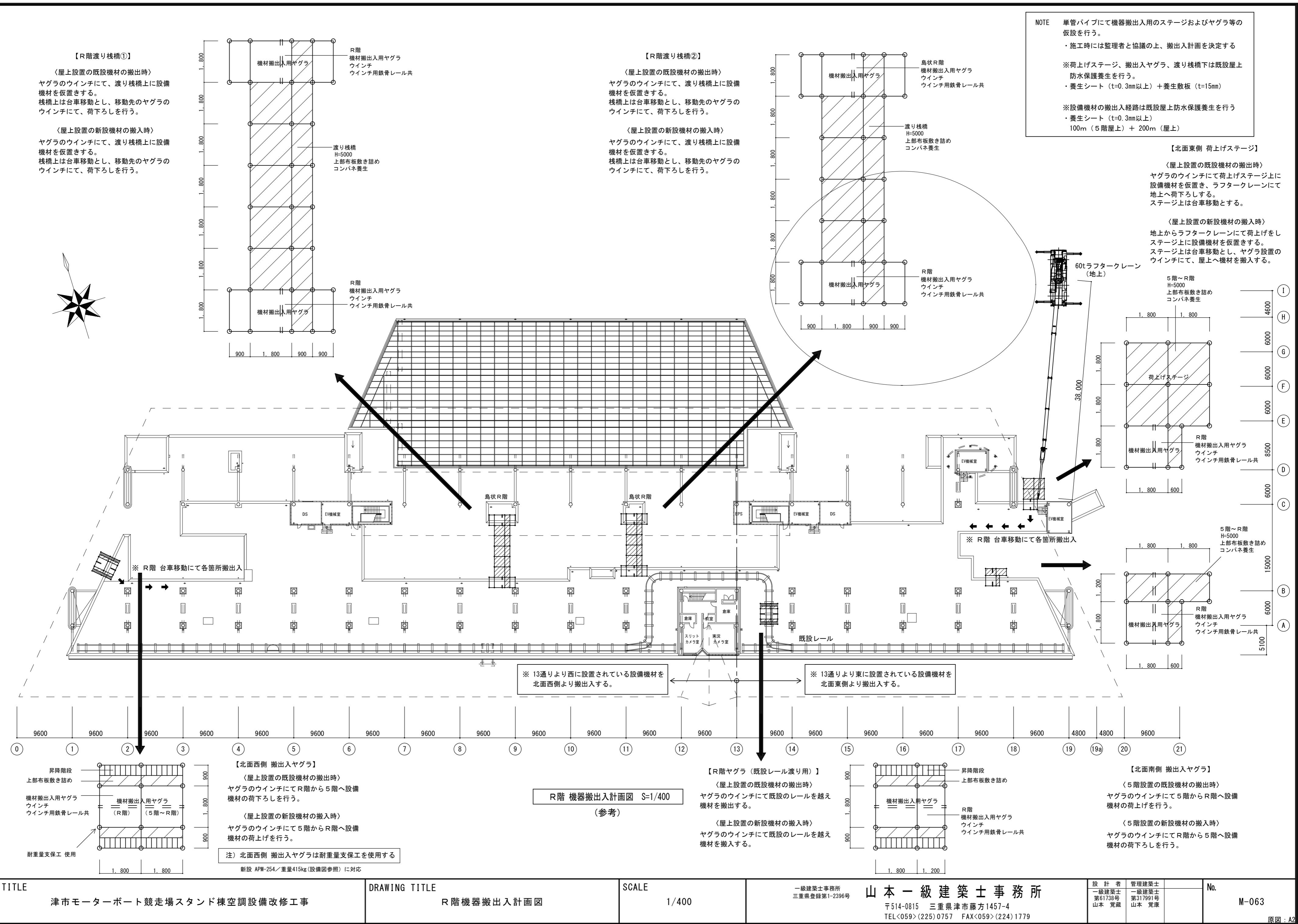
100m (5階屋上) + 200m (屋上)



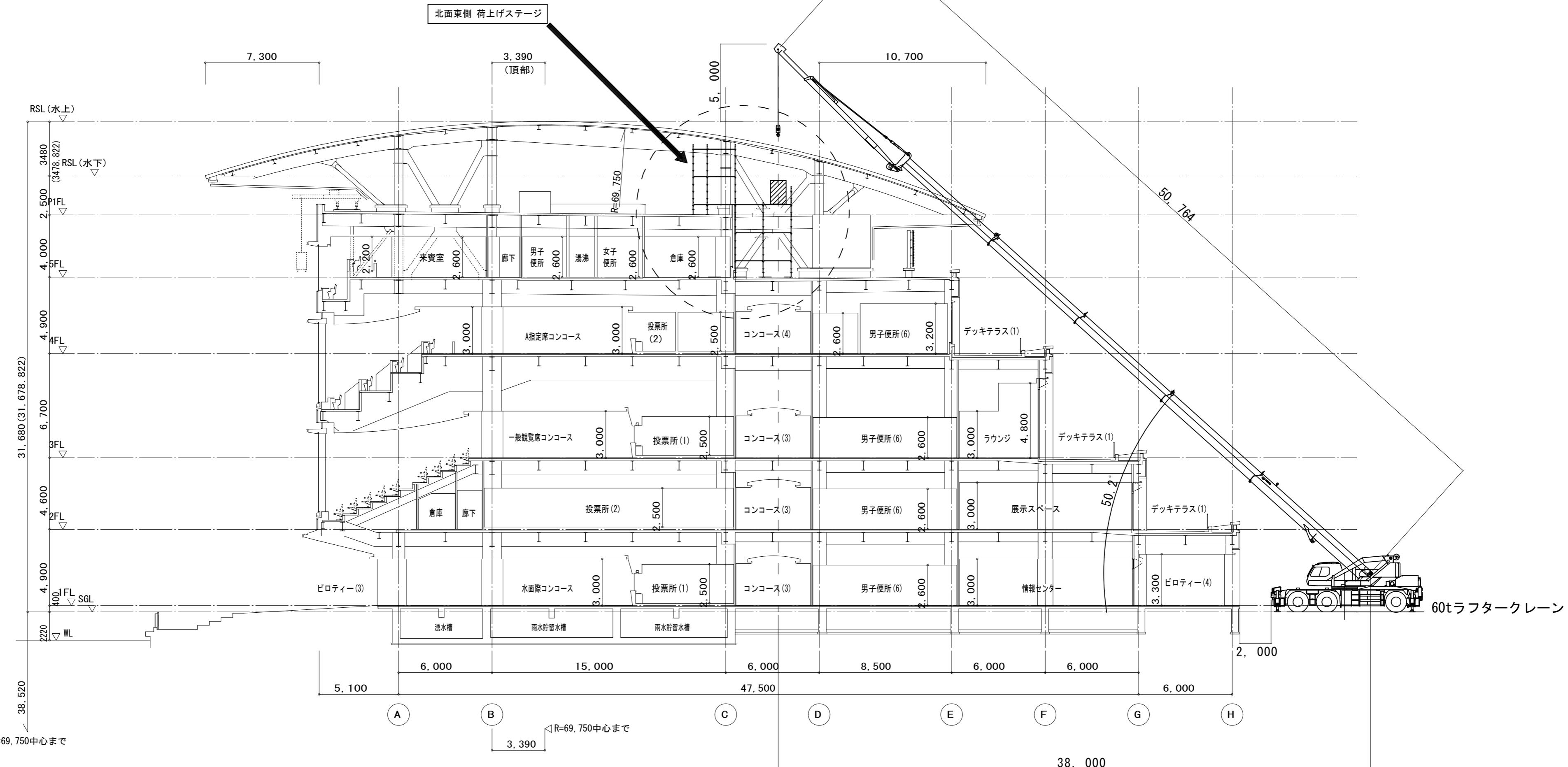
5階 機器搬出入計画図 S=1/400

(参考)

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号	山本一級建築士事務所	設計者 一級建築士 第1738号 山本 覚	管理建築士 一級建築士 第3199号 山本 覚	No.
津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事	5階機器搬出入計画図	1/400	〒514-0815 三重県津市藤方1457-4 TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779			M-06	原図:A2



●北面東側 搬出入計画



機器搬出入計画図（断面図） S=1/200

(参考)

N

- ・5階屋上に設置の設備機器は地上よりラフタークレーンにて荷上げ（荷下げ）する。
 - ・R階に設置の設備機器は、地上から直接 北面東側 荷上げステージまで荷上げ（荷下げ）する。
 - ・施工時には監理者と協議の上、搬出入計画を決定する。

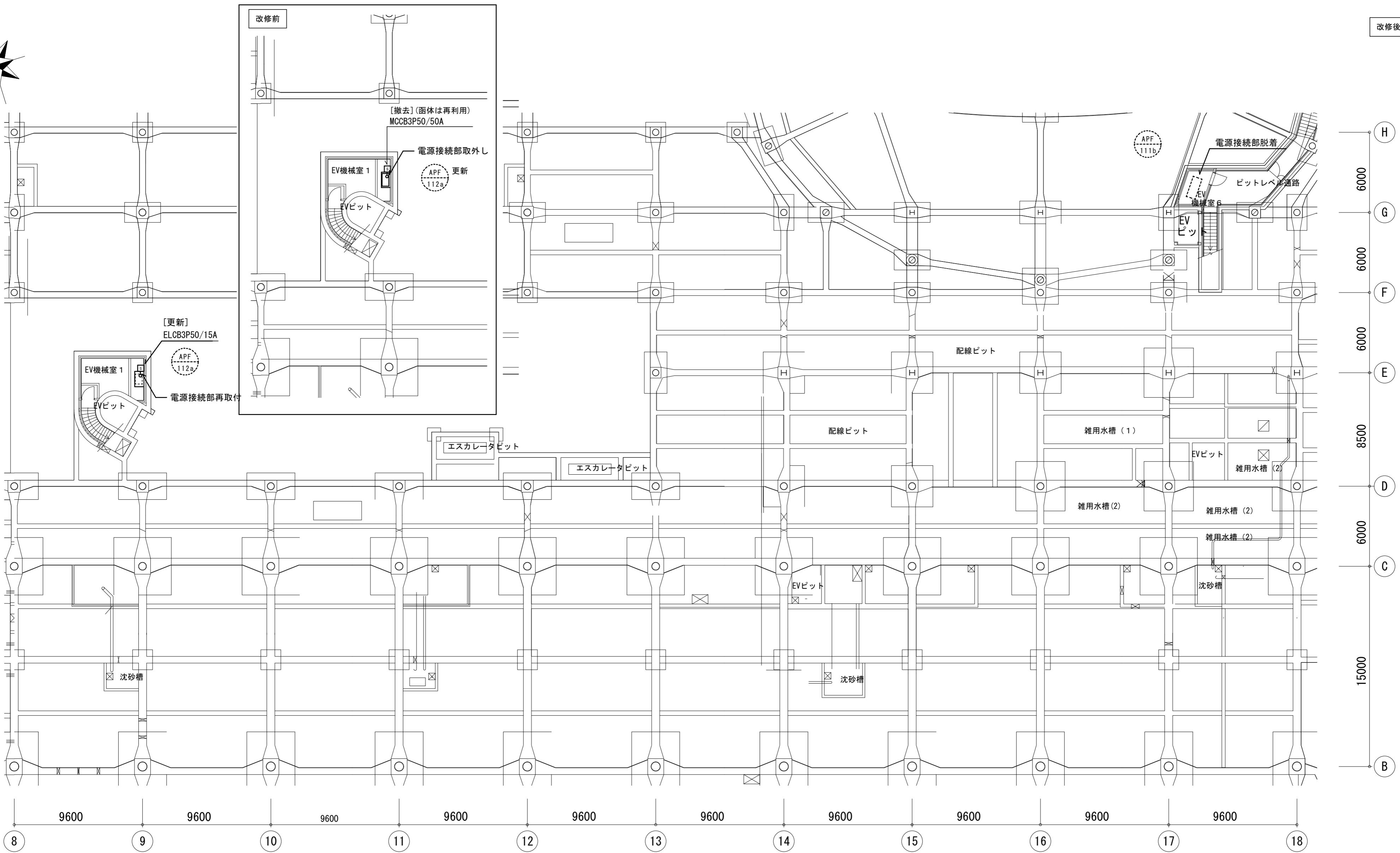
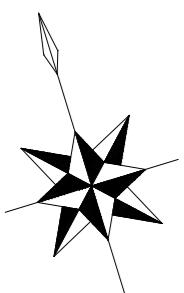
電気設備工事特記仕様書				
I. 工事概要				
1. 工事名称	津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事			
2. 工事場所	津市 藤方 地内			
3. 建物概要	スタンド棟 SRC造 地上5階建 延べ面積38,349m ² 用途区分(2)項			
用途区分は消防法施行令別表第一による表記				
4. 工事種目				
下記において●印を付した工事を対象とする。				
●電力設備		・受電設備	・電力貯蔵設備	・発電設備
・通信・情報設備		・中央監視制御設備	・医療関係設備	
・構内配電線路		・構内通信線路		・その他
II. 共通仕様				
前面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。				
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版)				
・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)				
・電気工事業の業務の適正化に関する法律				
・電気工事士法				
・労働安全衛生法				
・消防関連法規(条例・所附署名要領を含む。)				
・電力会社供給約款				
・その他関連法令、関連諸基準				
III. 一般共通事項				
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。				
1. 一般事項				
(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。				
(2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうる予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。				
(3)他工事との取合いについては、予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により直し施工を行うこと。				
2. 足場				
設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行専用足場式により行うこと。				
内部足場の種別(参考) 脚立 棚足場 その他()				
外部足場の種別(参考) 手摺先行据置組合足場 移動足場 高所作業車 その他()				
外部足場設置範囲(参考) 外部改修部 設備改修部 昇降用 転落防止用防護シート等による養生 適用する 適用しない				
・足場の組立て後、足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。 つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立てから解体までの期間が60日以上ものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。 なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とす。				
1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者				
2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参考者」に必要な資格を有する者)				
3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のため行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識、経験を有する者				
3. 三重県産業廃棄物税				
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。				
4. 電気工作物の種類				
・一般電気工作物 ●自家用電気工作物				
5. 電気工事士				
電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。				
6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律				
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。				

7. 電気保安技術者	電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。 ・受注者負担 不要 その他()
8. 品質管理	工事施工に關して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。
9. 出来形管理	以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 ①各種盤据付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) 基礎寸法 水平垂直 ②配線工事 支持間隔 ③スイッチ類の取付高さ
10. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工種別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工工図(プロト図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書 ⑤照度分布図
12. 機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ①使用機材届出書 ②機器明細図 使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。 ③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。
13. 完成図書	作成する(● 完成図 保全に関する資料 ()) 完成図作成範囲(設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲する。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。
14. 工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版))に従い、撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(令和5年3月1日付け国営建技第14号)」による。
15. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし 一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり
16. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
17. 建築副産物情報交換システムの利用	受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬出がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬出があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。
18. 発生材の処理等	・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
19. 分別解体等の方法	工種・新築・増築・修繕・模様替・解体・その他() 分別解体の方法 手作業・手作業・機械作業併用
20. (1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。	()
21. (2)特別管理産業廃棄物	・変圧器・コンデンサ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
22. (3)現場内において再利用を図るもの	・発生土・その他()
23. (4)再資源化を図るもの	・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材・()
24. (5)水銀使用製品産業廃棄物	・水銀ランプ・HIDランプ(高輝度放電ランプ)・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。
25. (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。 (マニフェストA、B、C、D票を提示すること。)	()
26. 19.官署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係・電気工作物関係・受電関係・通信関係・建設工事関係・その他()
27. 20.消防法関係の手続き	(1)消防器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
28. 21.工事用仮設物	構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) ●できない
29. 22.工事用電力	構内既存の施設 ●利用できる(・有償 ●無償) 利用できない 本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
30. 23.工事用工具	構内既存の施設 ●利用できる(・有償 ●無償) 利用できない
31. 24.工事中等の保安監理	電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
32. 25.搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲り等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
33. 26.製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員が製品の確認をするものとする。
34. 27.機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
35. 28.完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
36. 29.完成時の操作説明	総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
37. 30.不正軽油の使用の禁止	(1)工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第14条の32製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 (2)受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
38. 31.事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
39. 40.建築副産物情報交換システムの利用	受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬出がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬出があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。
40. 41.発生材の処理等	・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。
41. 42.分別解体等の方法	工種・新築・増築・修繕・模様替・解体・その他() 分別解体の方法 手作業・手作業・機械作業併用
42. 43.分類別監督員の指名	工種別監督員の指名するものとする。 なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
44. 45.現場内における再利用	・発生土・その他()
45. 46.再資源化を図るもの	・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材・()
46. 47.水銀使用製品産業廃棄物	・水銀ランプ・HIDランプ(高輝度放電ランプ)・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。
47. 48.引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。	()
49. 50.特別管理産業廃棄物	・変圧器・コンデンサ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
50. 51.現場内において再利用を図るもの	・発生土・その他()
51. 52.再資源化を図るもの	・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材・()
52. 53.水銀使用製品産業廃棄物	・水銀ランプ・HIDランプ(高輝度放電ランプ)・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。
53. 54.引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。	()
54. 55.特別管理産業廃棄物	・変圧器・コンデンサ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
55. 56.現場内において再利用を図るもの	・発生土・その他()
56. 57.再資源化を図るもの	・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材・()
57. 58.水銀使用製品産業廃棄物	・水銀ランプ・HIDランプ(高輝度放電ランプ)・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。
58. 59.引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。	()
59. 60.特別管理産業廃棄物	・変圧器・コンデンサ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
60. 61.現場内において再利用を図るもの	・発生土・その他()
61. 62.再資源化を図るもの	・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材・()
62. 63.水銀使用製品産業廃棄物	・水銀ランプ・HIDランプ(高輝度放電ランプ)・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。
63. 64.引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。	()
64. 65.特別管理産業廃棄物	・変圧器・コンデンサ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
65. 66.現場内において再利用を図るもの	・発生土・その他()
66. 67.再資源化を図るもの	

16. 拡声設備	<ul style="list-style-type: none"> 増幅器・付属機器・操作装置・スピーカ・その他() 非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) 専用出力()W 出力インピーダンス・Lo形・Hi形 オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器 録音再生装置(・CD・メモリオーディオ・その他()) アナウンスレコーダ(・チャイム・独自メッセージ・プログラムタイマ・その他()) 有線マイクロホン 無線マイクロホン(・電波式(・アナログ・デジタル)・赤外線式) ラジオチューナ(・FM・AM・その他()) スピーカ切替装置(・他の機器()) 卓型・キャビネットラック型・壁掛型・その他() 非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) 専用結線・1W・3W・()W インピーダンス・Lo形・Hi形 設置場所・屋内・屋外・その他()
17. 誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> 音声誘導装置・インターホン・トイレ等呼出装置 検出方式・磁気式・無線式・画像認識式・その他() 設置場所・屋外(防雨形)・屋内 機能・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする・その他() 機器・制御装置・送信機・受信機・その他() 制御装置・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他() 送信機・壁掛形・卓上形・埋込形・その他() 受信機・スピーカ式・イヤホン式・その他() 用途・内部受付用・外部受付用・夜間訪問用・身体障害者用・保守用・その他() 機能・音声通話・映像モニタ 通話網・親子式・相互式・複合式 通話方式・同時通話式・交互通話式・その他() 機器・親機・子機・その他() 親機 <ul style="list-style-type: none"> 形状・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他() 送受話器・電話機形・マイク形・その他() 子機 <ul style="list-style-type: none"> 形状・壁掛形・卓上形・埋込形・その他() 送受話器・電話機形・マイク形・その他() 用途・トイレ呼出・受付呼出・非常通報・その他()
18. テレビ共同受信設備	<ul style="list-style-type: none"> UHF・BS・CS・FM・CATV・その他() 増幅器・混合器・分波器・分岐器・分配器・機器収容箱 アンテナ・その他() 放送・UHF・BS・CS・FM・その他() マスト・地上波用(・壁面取付・自立・既設利用)・その他() 衛星用(・壁面取付・自立・既設利用)・その他() 自立用基礎・本工事・別途工事・既設利用・その他()
19. 監視から設備	・仕様詳細は別図による。
20. 駐車場管制設備	・仕様詳細は別図による。
21. 防犯・入退室管理設備	・仕様詳細は別図による。
22. 自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 受信機・副受信機(表示装置)・中継器・発信機・感知器 光警報装置・その他() 型式・P型1級・P型2級・R型 回線数・()回線・()アドレス 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 盤形式・複合盤組込・自立型・壁掛型・その他() 盤形式・自立型・壁掛型・その他() 回線数・()回線・()アドレス 表示装置の仕様詳細は別図による。 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 型式・アドレス付・P型1級・P型2級 消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表に「消火栓起動」等の文字を併記する。 設置・単独設置・機器収容箱に組込・その他() 消火栓ボックス(別途)に組込・その他() 型式・アドレス付・一般型 種類・熱感知器・空気管式・煙感知器・炎感知器 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 機器仕様・防水・防爆・防食・その他() 機器・警報装置・制御装置・同期装置 警報装置・天井付・壁付 同期装置・自走同期式・外部同期式

23. 自動閉鎖設備	<ul style="list-style-type: none"> 連動制御器・感知器・自動閉鎖装置・自動開錠装置 その他() 1) 制御対象 <ul style="list-style-type: none"> 防火戸・防火シャッター・防排煙ダンパー 非常口等の扉・その他() 2) 回線数 <ul style="list-style-type: none"> ()回線(遠方復帰機構()回路) 3) 設置 <ul style="list-style-type: none"> 単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤 4) 機器仕様 <ul style="list-style-type: none"> アドレス付・一般型 5) 機器 <ul style="list-style-type: none"> 煙感知器(・2種・3種) 6) 試験機能 <ul style="list-style-type: none"> 自動試験機能・遠隔試験機能 7) 方式 <ul style="list-style-type: none"> 電磁式・ラッチ式・その他() 8) 施工 <ul style="list-style-type: none"> 本工事・建築工事・電気設備工事・別途工事 9) 既設利用 <ul style="list-style-type: none"> その他() 10) 方式 <ul style="list-style-type: none"> 電気錠・その他() 11) 施工 <ul style="list-style-type: none"> 本工事・建築工事・電気設備工事・別途工事 12) 既設利用 <ul style="list-style-type: none"> その他()
24. 非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常放送装置・非常ベル 1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器・増幅器・スピーカ・非常用リモコンマイク・その他() 3) 増幅器 <ul style="list-style-type: none"> ①出力()W ②出力インピーダンス・Lo形・Hi形 ③形式・ロングラック型・スタンダードラック型・壁掛型 ④機能・マイク放送・連動放送(・自火報装置・緊急地震速報設備) ⑤用途・拡声設備兼用・非常放送専用 4) スピーカ <ul style="list-style-type: none"> ①結線・1W・3W・()W ②インピーダンス・Lo形・Hi形 ③設置場所・屋内・屋外・その他() ④用途・拡声設備兼用・非常放送専用 5) 非常用リモコンマイク <ul style="list-style-type: none"> 型式・壁掛形・ラック収納形・卓上形・その他() 1) 機器・起動装置・非常ベル・表示灯・その他() 2) 設置・単独設置・機器収容箱に組込・消火栓ボックス(別途)に組込・その他() 6) 非常ベル(自動サインを含む) <ul style="list-style-type: none"> 1) 機器 2) 設置
25. ガス漏れ火災警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 受信機・副受信機・中継器・検知器・警報器 その他() 1) 回線数()回線 2) 種類・都市ガス用・液化石油ガス用 3) 設置 <ul style="list-style-type: none"> 単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤 その他() 4) 設置 <ul style="list-style-type: none"> 単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤 その他() 5) 副受信機 6) 検知器 <ul style="list-style-type: none"> 動作・単独(単独動作)・連動(受信機に伝送) 定格電圧・AC100V・DC24V(受信機等から供給) その他() 7) ガス検知出力信号 <ul style="list-style-type: none"> 有電圧出力方式・無電圧接点方式
26. 構内配電線路	<p>【中央監視制御設備】</p> <p>【医療関係設備】</p> <p>【構内配電線路】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地中線式(・直埋・管路)・架空線式(・直接・ちょう架線添架) 建物等添架式(・露出配管・隠蔽配管・その他()) その他() 1) 施工・本工事・既設柱利用・その他() 2) 電柱・コンクリート柱・鋼管柱・バンザマスト 3) 支持材 <ul style="list-style-type: none"> 根かせ・根はじき・根巻き・底板 支線(保護ガード・有・無) 4) 装柱機器(高圧用) <ul style="list-style-type: none"> 機器・開閉器・避雷器・カットアウト・碍子 その他() 5) 鋼板 <ul style="list-style-type: none"> 一般用・耐塩用 6) 耐環境性 <ul style="list-style-type: none"> 一般用・耐塩用 7) 開閉器 <ul style="list-style-type: none"> 仕様は5. 受電変電設備(6)負荷開閉器による。 機器・開閉器・開閉器箱・避雷器・カットアウト・碍子 その他() 8) 耐環境性 <ul style="list-style-type: none"> 一般用・耐塩用 9) ハンドホール・マンホール <ul style="list-style-type: none"> 形式・ブロック式・現場打ち 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 既設利用・その他() 10) 重車両の通行 <ul style="list-style-type: none"> 有(破壊荷重200kN以上、衝撃係数0.1(走行速度制限箇所))・無 11) 鋼鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 12) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 13) 種類・FEP・GLT(PEラミング管)・VE・HIVE・SGP 14) 厚鋼電線管・その他()

【構内通信線路】	<p>27. 構内通信線路</p> <p>(1) 用途</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話・拡声・時刻表示・火災報知・非常警報・インターホン テレビ共同受信・防犯・制御・その他() 地中線式(・直埋・管路)・架空線式(・直接・ちょう架線添架) 建物等添架式(・露出配管・隠蔽配管・その他()) その他() <p>(2) 配線方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 施工 <ul style="list-style-type: none"> 本工事・既設柱利用・構内配電線柱に添架 その他() 2) 電柱 <ul style="list-style-type: none"> コンクリート柱・鋼管柱・バンザマスト その他() 3) 支持材 <ul style="list-style-type: none"> 根かせ・根はじき・根巻き・底板 支線(保護ガード・有・無) 4) 装柱材料 <ul style="list-style-type: none"> 有・無 5) 鋼板 <ul style="list-style-type: none"> 有・無 6) ハンドホール・マンホール <ul style="list-style-type: none"> 形式・ブロック式・現場打ち 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 既設利用・その他() 7) 重車両の通行 <ul style="list-style-type: none"> ケーブル支持金物の取付・2箇所・4箇所・()箇所 8) 鋼鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 9) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 10) 種類・FEP・GLT(PEラミング管)・VE・HIVE・SGP 11) 厚鋼電線管・その他() <p>(3) 【その他】</p> <p>28. 消火器</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 設置・本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事) 2) 消火器種別()、数量()本 3) 消火器収納箱材質()、数量()面
VI. 使用資機材の適用規格	<p>(1) 以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本産業規格(JIS規格)適合品の使用を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 電気用品安全法適合品 耐熱・耐火線・耐熱・耐火ケーブル 消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火パスタクトの適合性検査を行い合格したもの 第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格(JCS規格)への適合性検査を行い合格したもの 非常用照明器具 建築基準法に定める国土交通大臣認定品 (一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの 誘導灯 登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの 制御盤 (一社)日本電配電制御システム工業会規格(JSIA規格)適合品 消防用加圧送水装置・不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、組合操作盤等の認定対象品 登録認定機関((一財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの 不活性ガス消火設備等の操作盤・新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品 (一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの 金属閉鎖形スイッチギヤ (一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品 高圧機器(遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護继電器) (一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 直流電源装置(防災電源用) 登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会))の認定を行う、認定証票が貼付されたもの 交流無停電電源装置 (一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 自家発電装置(防災電源用) 登録認定機関((一社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの 自家発電装置(防災電源用でないもの) (一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品 太陽電池モジュールの支持物 電気設備の技術基準の解説第4.6条第2項又は第3項の規定に適合するもの 電話用設備(電話交換機、電話機等) 登録認定機関((一財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの 非常用放送設備 登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの テレビ共同受信機器 優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの (一社)電子情報技術産業協会スーパー・ハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもの 自動火災報知設備 登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの 特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得るものとする。



地下1階平面詳細図

凡例

記号	名称	備考
■	動力盤(既設)	既設
□	空調機	
□	空調機(室内機)	
□	手元開閉器函	既設

TITLE

津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事

DRAWING TITLE

地下1階平面詳細図 空調電源設備

SCALE

1/200

一級建築士事務所
三重県登録第1-2396号

山本一級建築士事務所
〒514-0815 三重県津市藤方1457-4
TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779

設計者

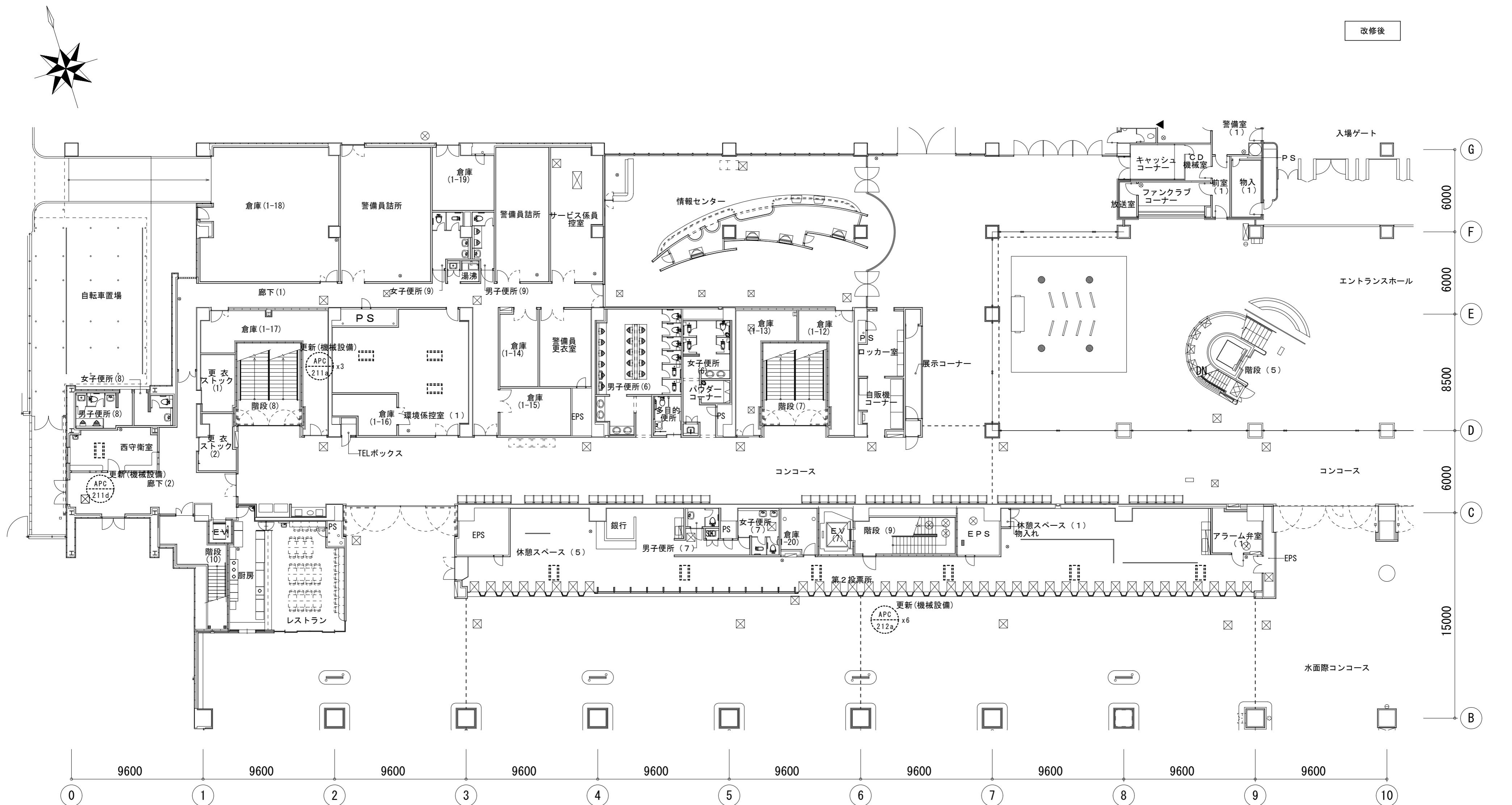
一級建築士
第61738号
山本 寛蔵

管理建築士

一級建築士
第317991号
山本 寛康

No. E-004

原図:A2



1階平面詳細図-1

注記)

- 1・空調機(室内機)更新に伴い電源の脱着を行う。
2・破線 -----記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。

凡例

記号	名称	備考
■	動力盤(既設)	既設
□	空調機(室外機)	
▨	空調機(室内機)	

TITLE

津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事

DRAWING TITLE

1階平面詳細図-1 空調電源設備

SCALE

1/200

一級建築士事務所
三重県登録第1-2396号

山本一級建築士事務所
〒514-0815 三重県津市藤方1457-4
TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779

設計者

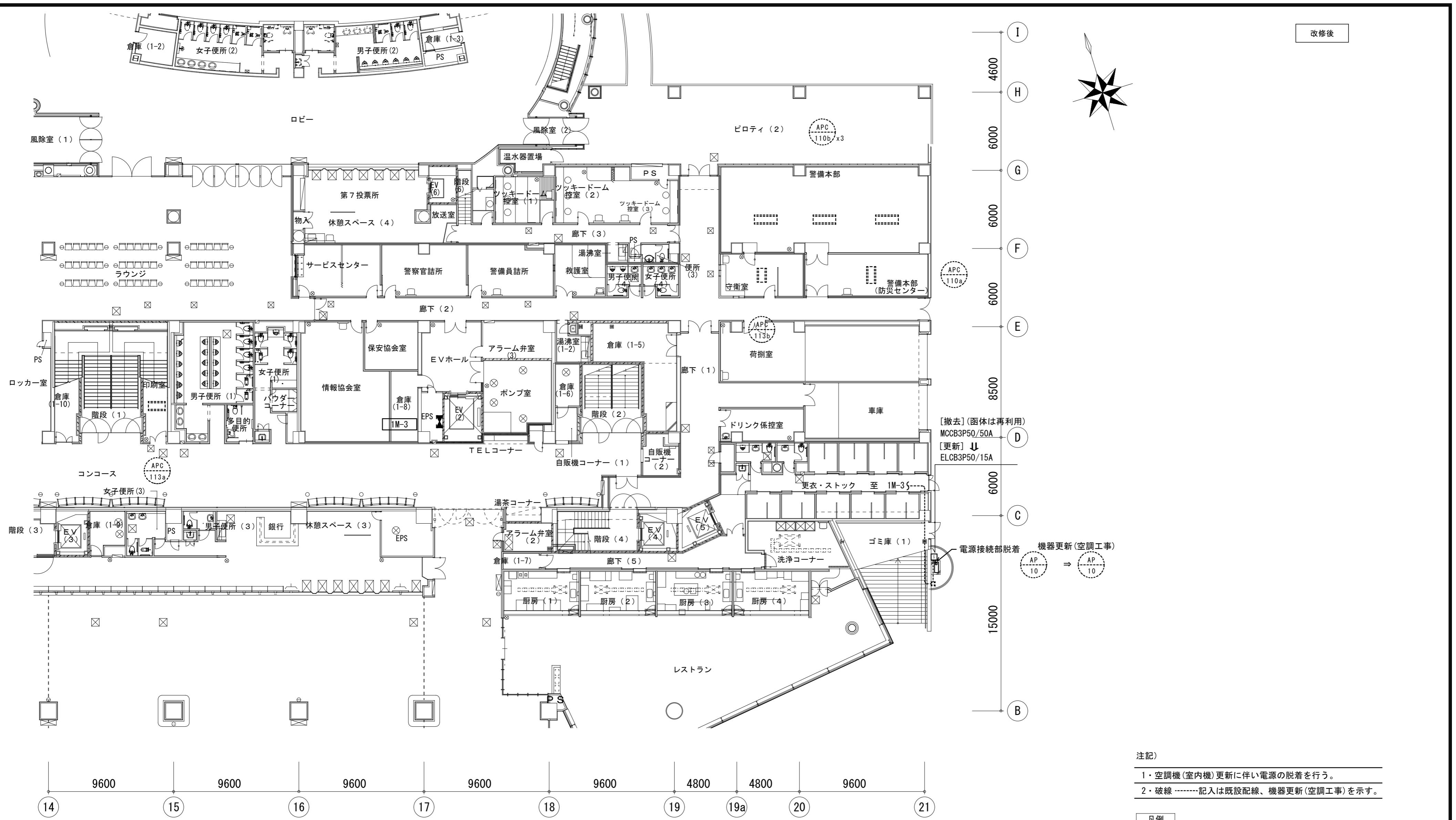
一級建築士
第61738号
山本 寛蔵

管理建築士

一級建築士
第31799号
山本 寛康

No. E-005

原図:A2



注記)

1. 空調機(室内機)更新に伴い電源の脱着を行う。
2. 破線-----記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。

凡例

記号	名称	備考
■	動力盤(既設)	既設
□	空調機(室外機)	
▨	空調機(室内機)	
〔〕	手元開閉器函	既設
△ PBno	△ PBno フルボックス(SUS防水)	傍記=寸法を示す。
		破線=既設を示す。
	PB22=200x200x200	

TITLE

津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事

DRAWING TITLE

1階平面詳細図-2 空調電源設備

SCALE

1/200

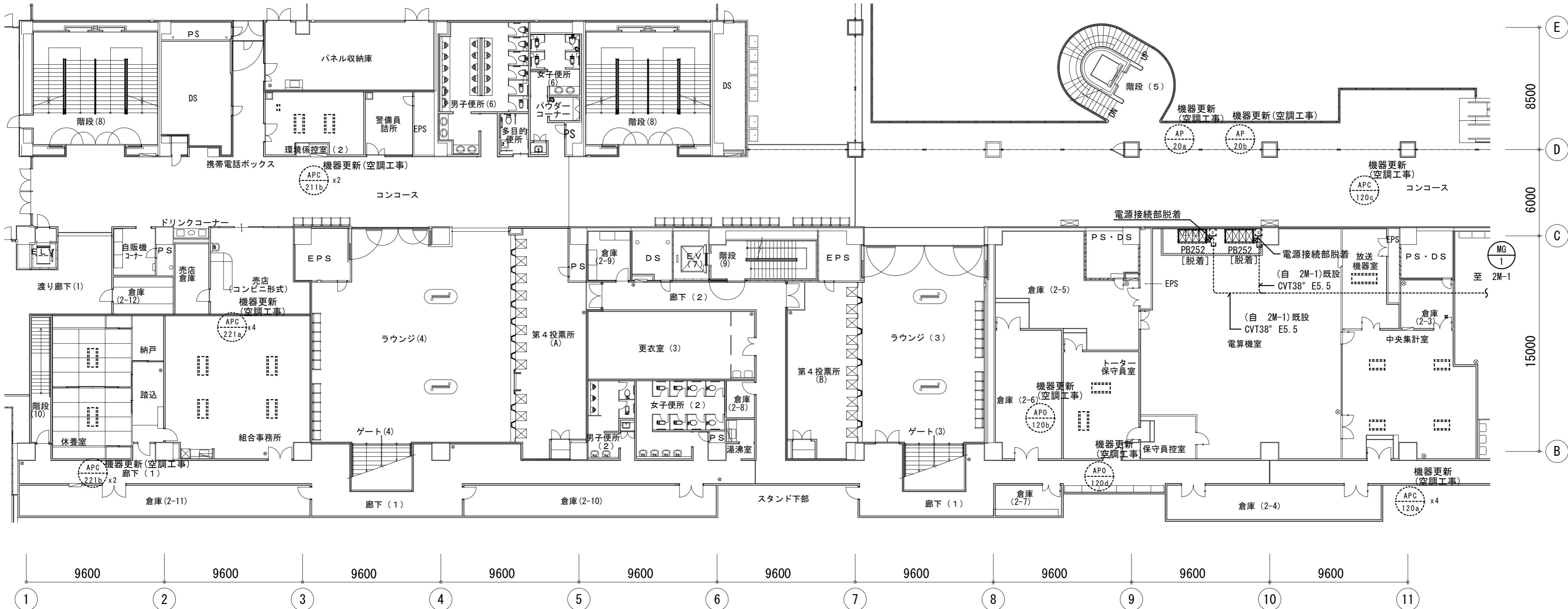
一級建築士事務所
三重県登録第1-2396号
〒514-0815 三重県津市藤方1457-4
TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779

山本一級建築士事務所

設計者 一級建築士 第61738号 山本 寛蔵	管理建築士 一級建築士 第317991号 山本 寛康

No. E-006

原図:A2



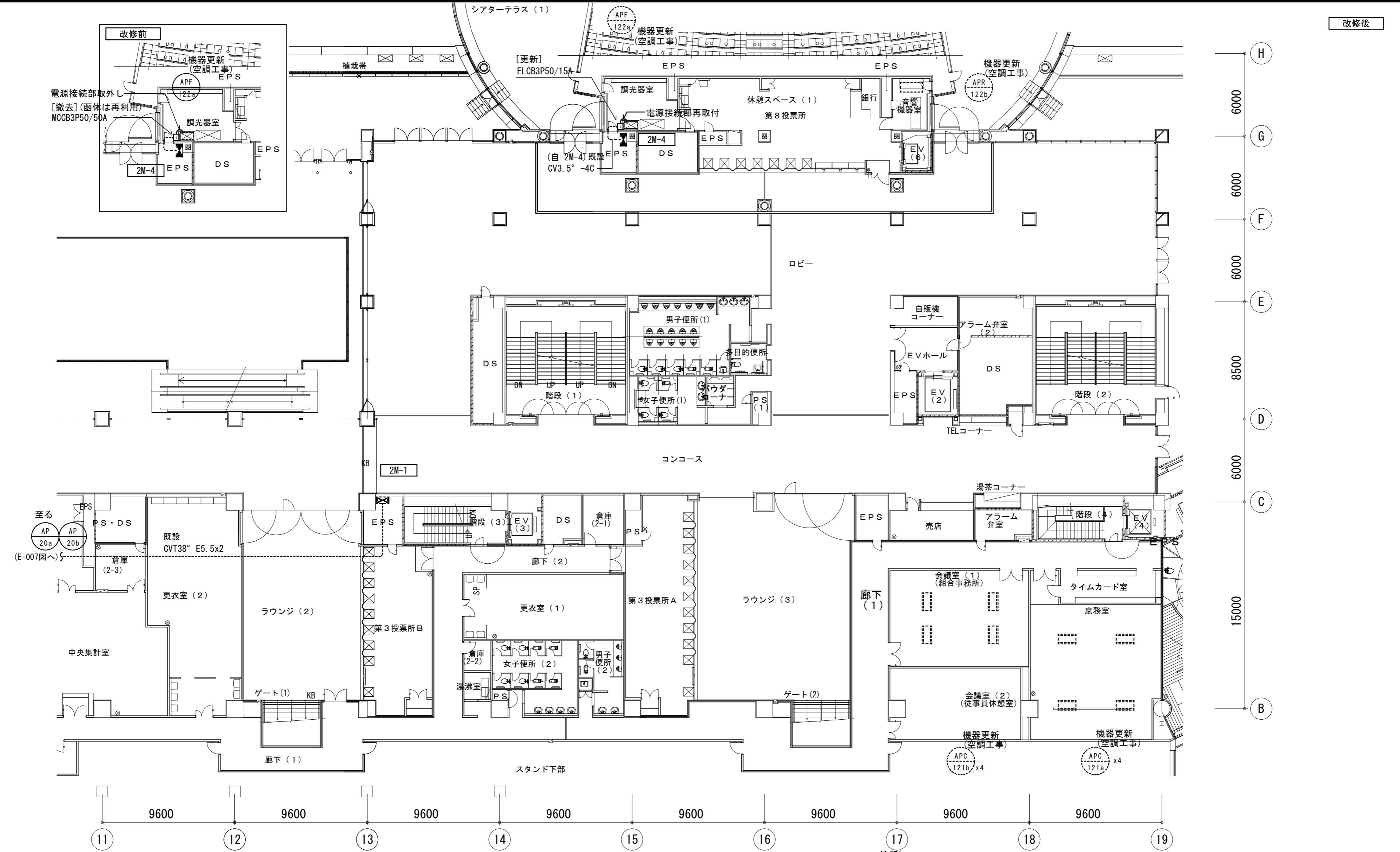
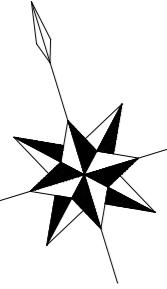
2階平面詳細図-1

注記)

- 1・空調機(室内機)更新に伴い電源の脱着を行う。
2・破線-----記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。

凡例

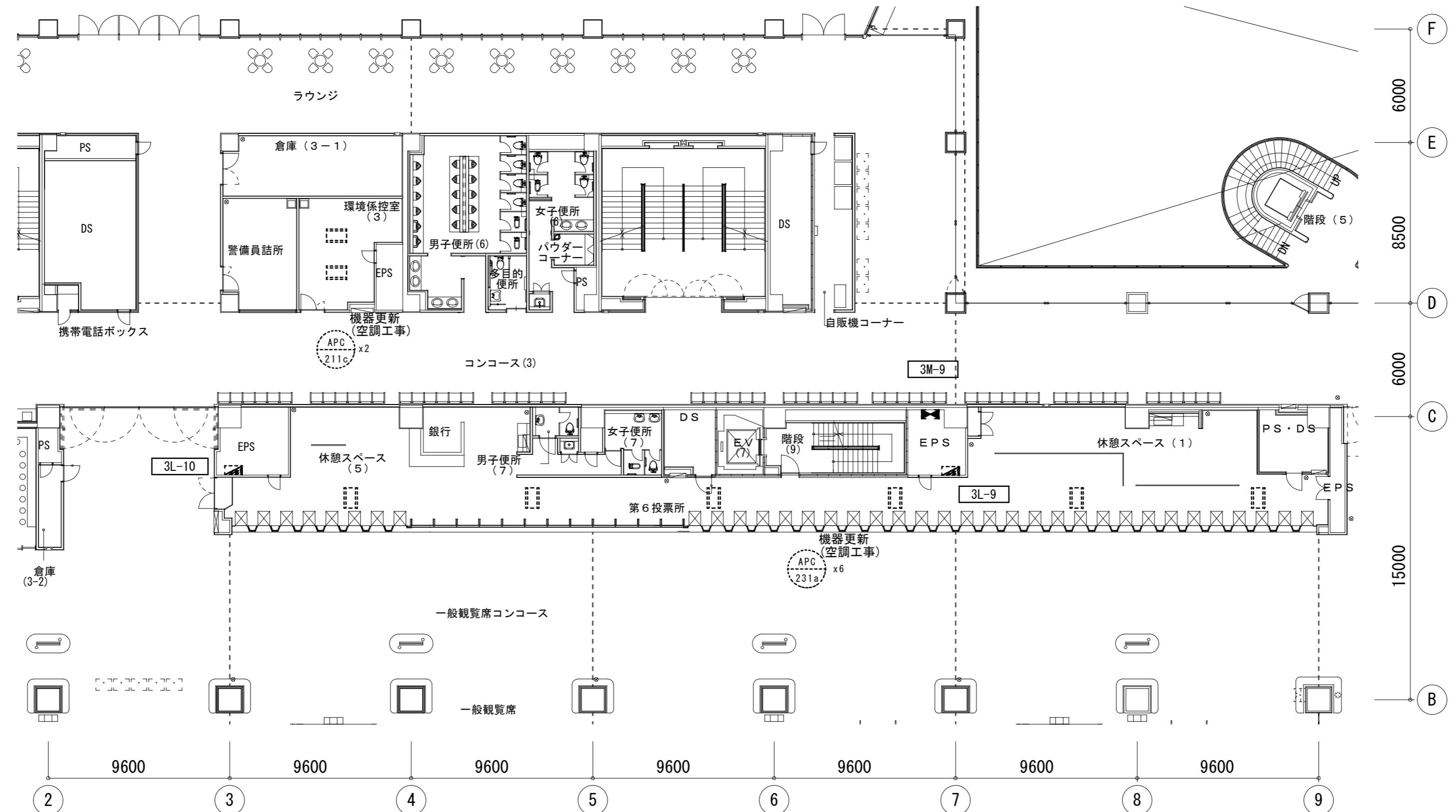
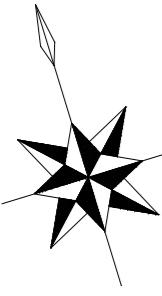
記号	名 称	備 考
■	動力盤(既設)	既設
□	空調機(主機)	更新(機械設備)
▨	空調機(室内機)	更新(機械設備)
△	手元開閉器函(MCCB収納)	既設
□ PBno	ブルボックス	傍記=寸法を示す。
		破線=既設を示す。
	PB252=250x250x200 [再]	再使用(塗装鋼板製)
	(自より) 2M-1	=電源供給該当盤を示す。



2階平面詳細図-2

- 1・空調機(室内機)更新に伴い電源の脱着を行う。
 - 2・破線 -----記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。

凡例		
記号	名称	備考
	動力盤(既設)	既設
	空調機(室外機)	更新(機械設備)
	空調機(室内機)	更新(機械設備)
	手元開閉器函	既設



3階平面詳細図

注記)

- 1・空調機(室内機)更新に伴い電源の脱着を行う。
2・破線-----記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。

凡例

記号	名称	備考
■	動力盤	既設
■	電灯盤	既設
■■■■	空調機(室内機)	更新(機械設備)

TITLE

津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事

DRAWING TITLE

3階平面詳細図 空調電源設備

SCALE

1/200

一級建築士事務所
三重県登録第1-2396号山本一級建築士事務所
〒514-0815 三重県津市藤方1457-4
TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779

設計者

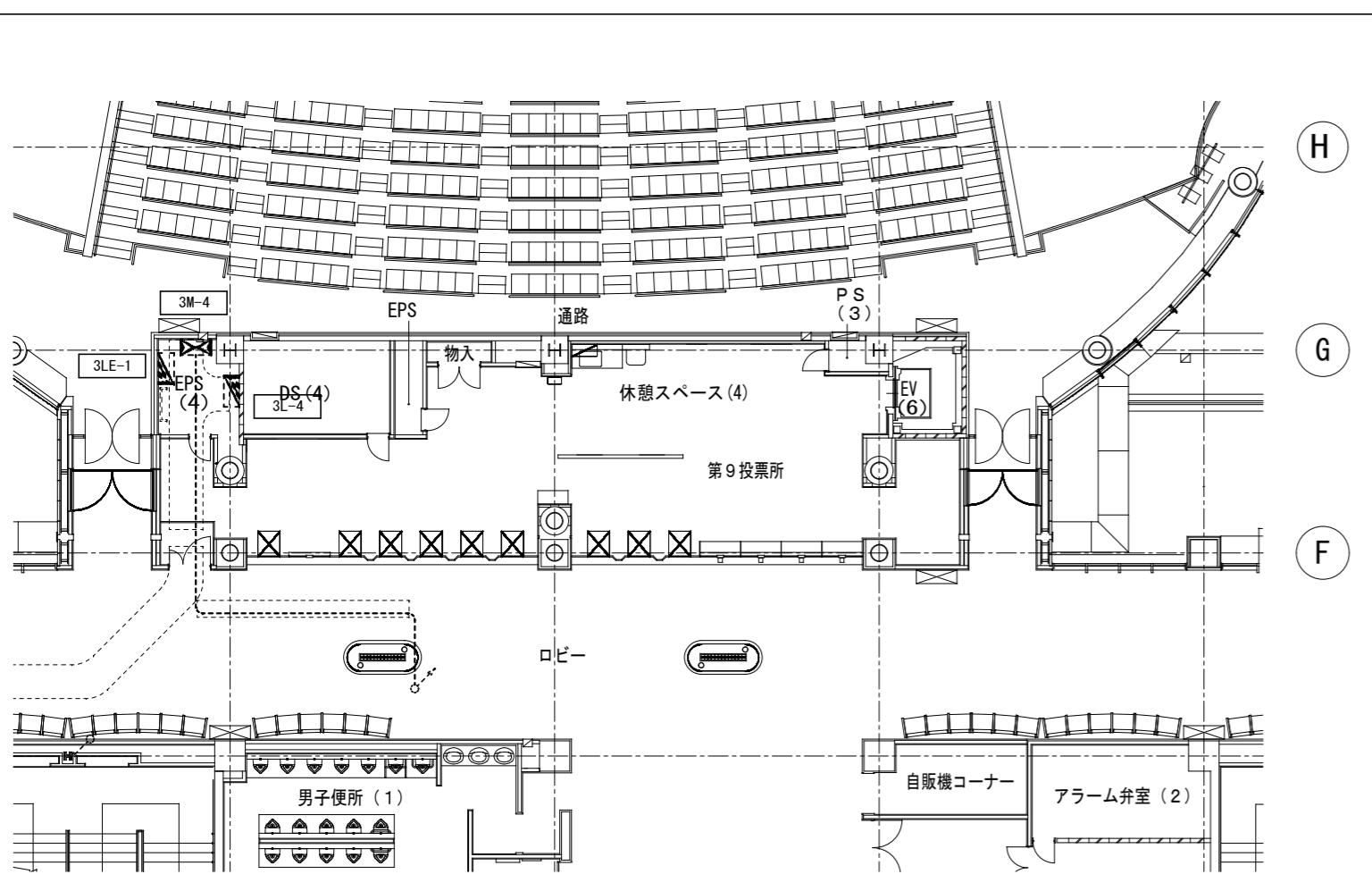
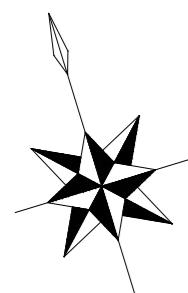
一級建築士
第61738号
山本 寛蔵

管理建築士

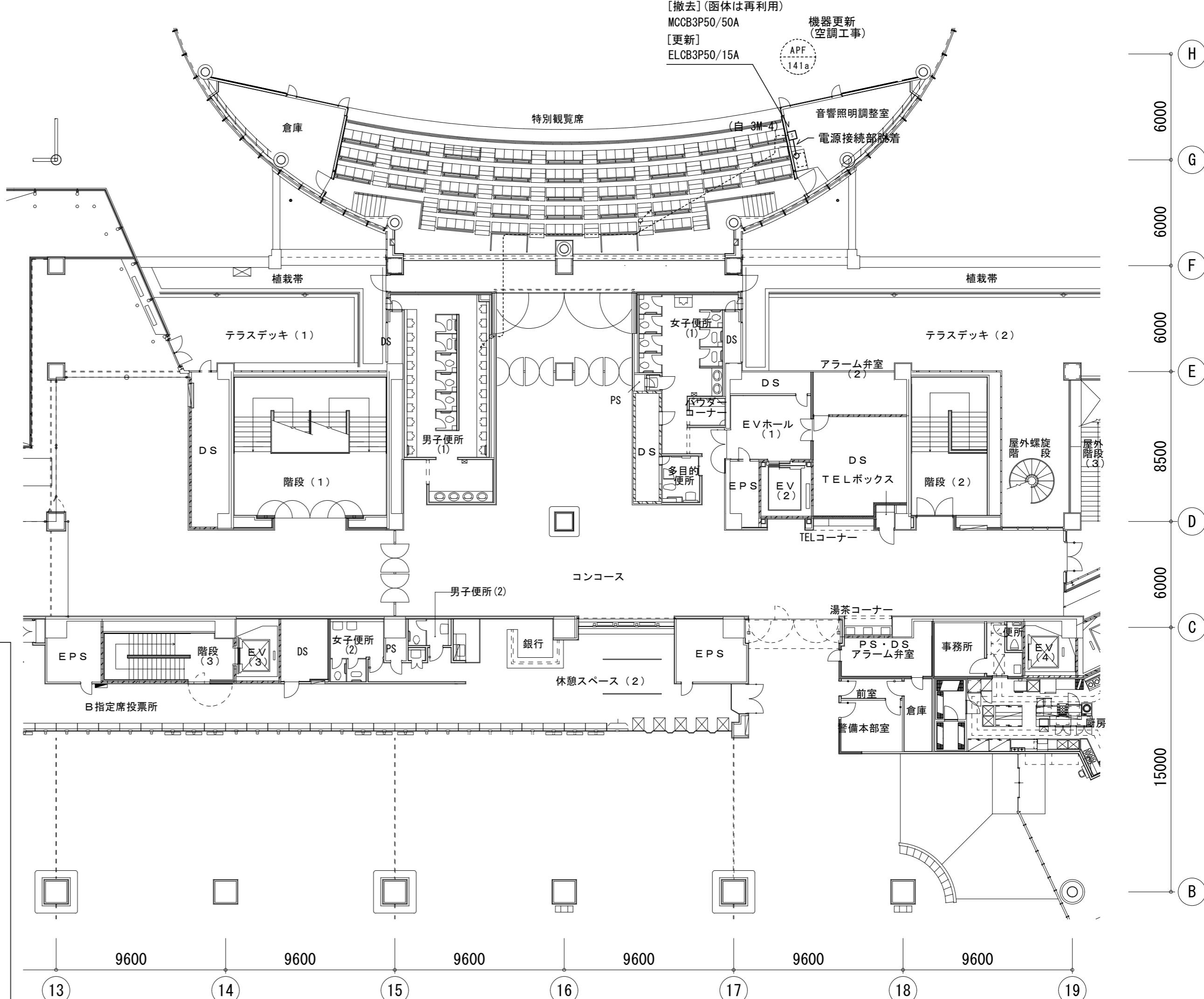
一級建築士
第31799号
山本 寛康

No. E-009

原図:A2



3階平面詳細図

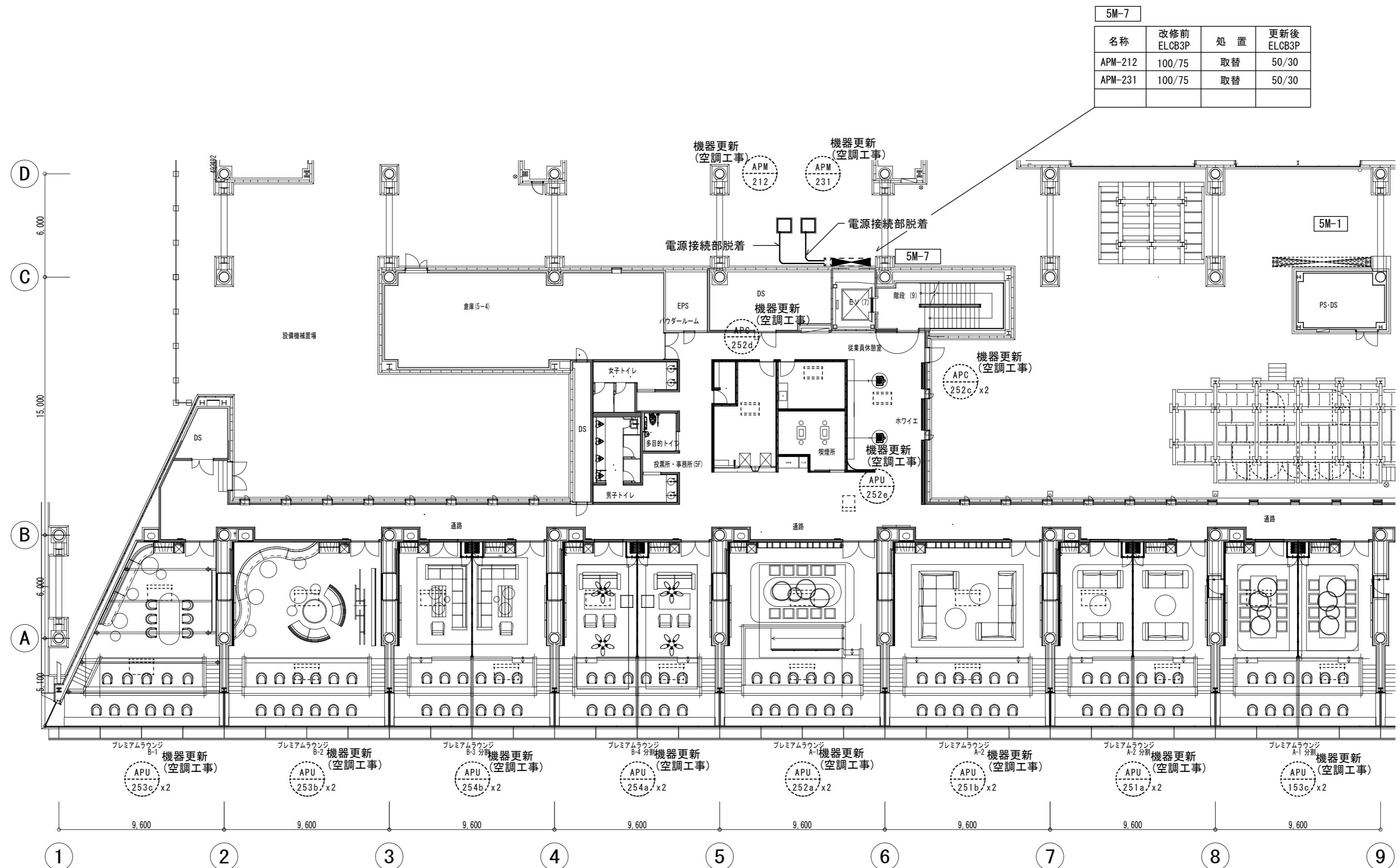
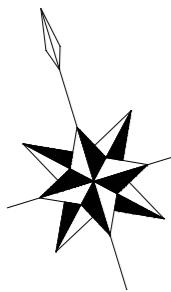


4 階平面詳細図

注記

- 1・空調機(室内機)更新に伴い電源の脱着を行う。
 - 2・破線 -----記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。

凡例		
記号	名称	備考
	動力盤(既設)	既設
	空調機	
	空調機(室内機)	
	手元開閉器図	既設

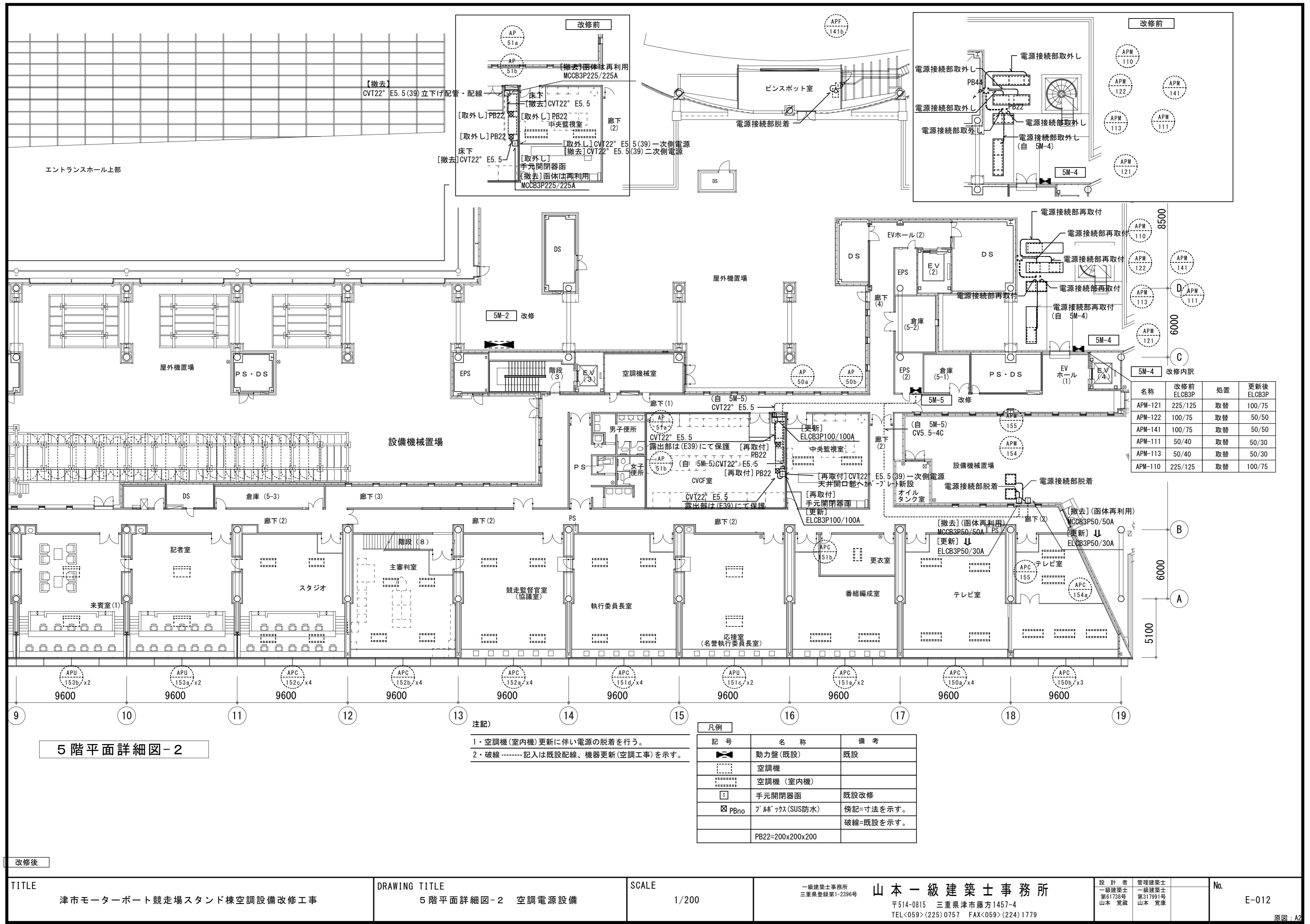


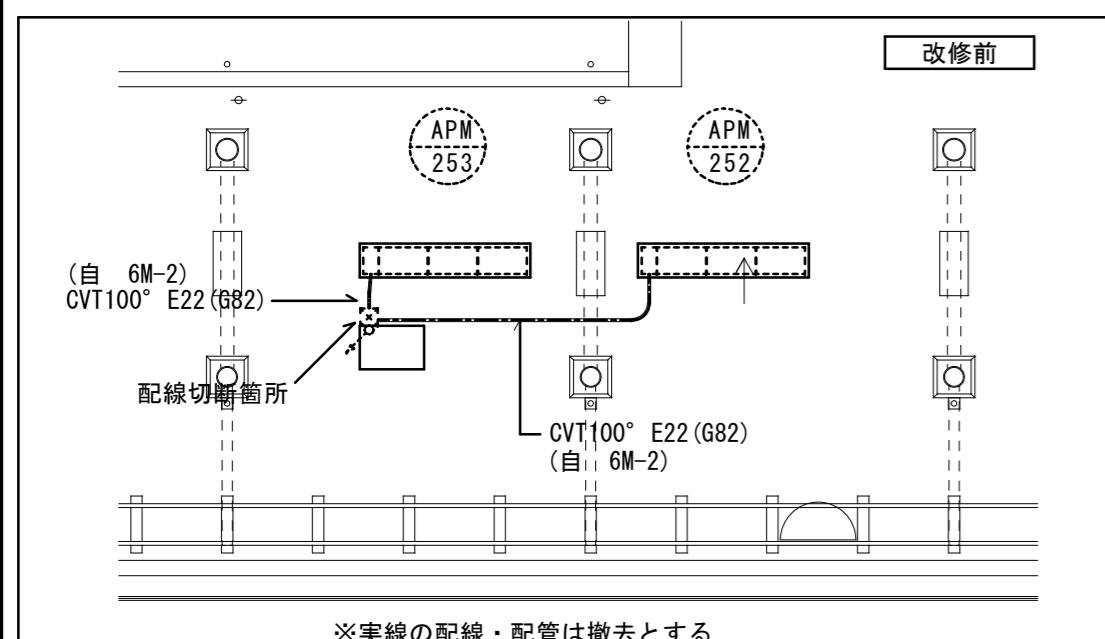
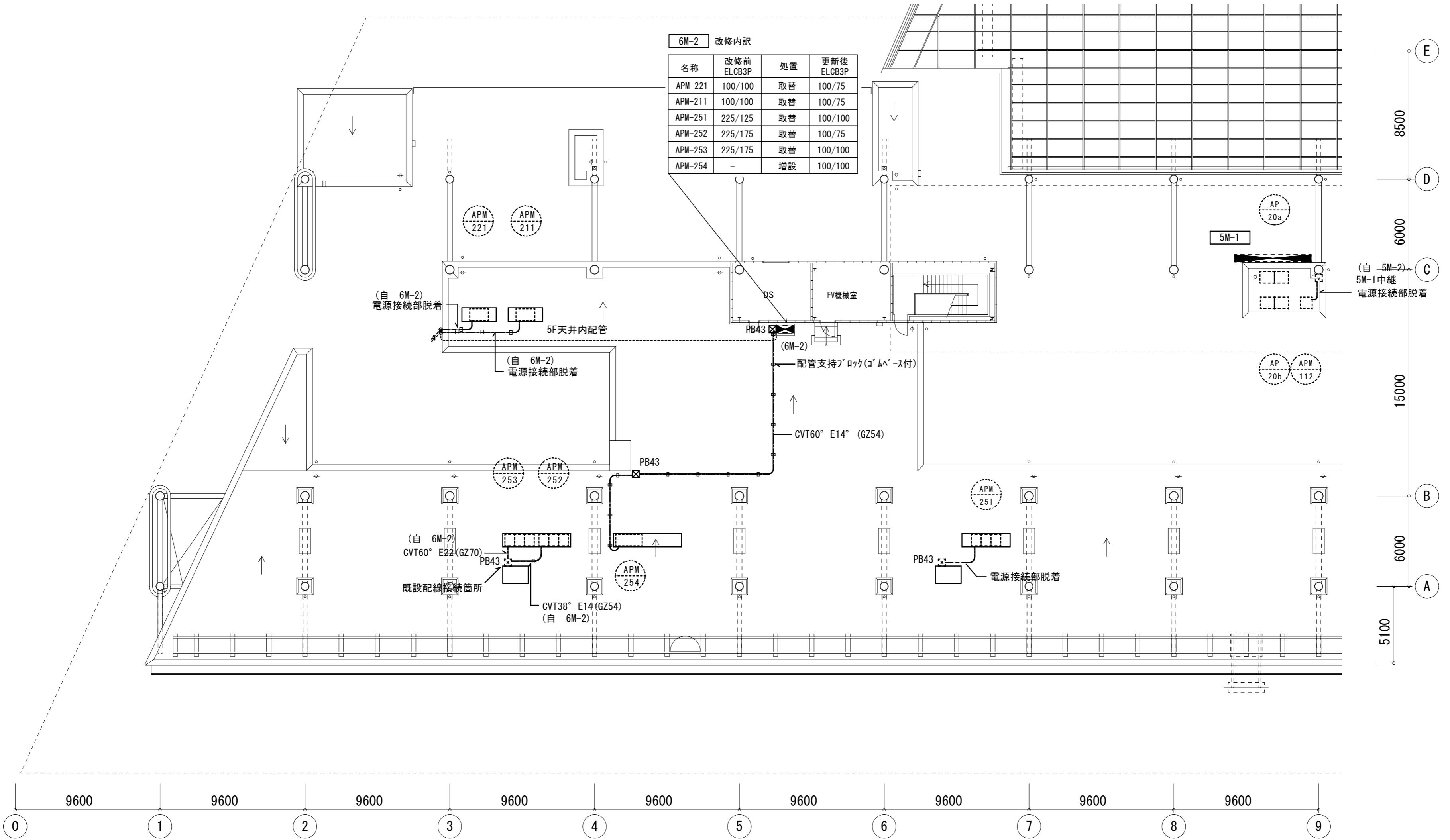
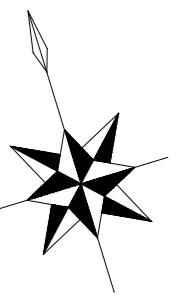
注記

- 1・空調機(室内機)更新に伴い電源の脱着を行う。
2・破線-----記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。

5階平面詳細図-1

凡例		
記号	名称	備考
■	動力盤(既設)	既設
□	空調機	
▨	空調機(室内機)	
☒	PBno ブルボックス(SUS防水)	傍記=寸法を示す。 PB33=300x300x300
		破線=既設を示す。
	PB43=400x400x300	





屋上平面詳細図-1

注記)

- 1・空調機接続カ所は金属製可とう電線管(ヒニル被覆・防水)を使用する。
- 2・屋外配管は溶融亜鉛めっき厚鋼電線管(GZ管)使用の事。
- 3・破線 ----- 記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。
- 4・APM-254送りについて動力盤6M-2に電流計を設置すること。

凡例

記号	名 称	備 考
■	動力盤	既設
□	空調機(室外機)	
▨	空調機(室内機)	
□	手元開閉器箇所	既設
☒ PBno	ブルボックス(SUS防水)	傍記=寸法を示す。 破線=既設を示す。
	PB33=300x300x300	
	PB43=400x400x300	

TITLE

津市モーターボート競走場スタンド棟空調設備改修工事

DRAWING TITLE

屋上平面詳細図-1 空調電源設備

SCALE

1/200

一級建築士事務所
三重県登録第1-2396号
〒514-0815 三重県津市藤方1457-4
TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779山本一級建築士事務所
〒514-0815 三重県津市藤方1457-4
TEL<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779

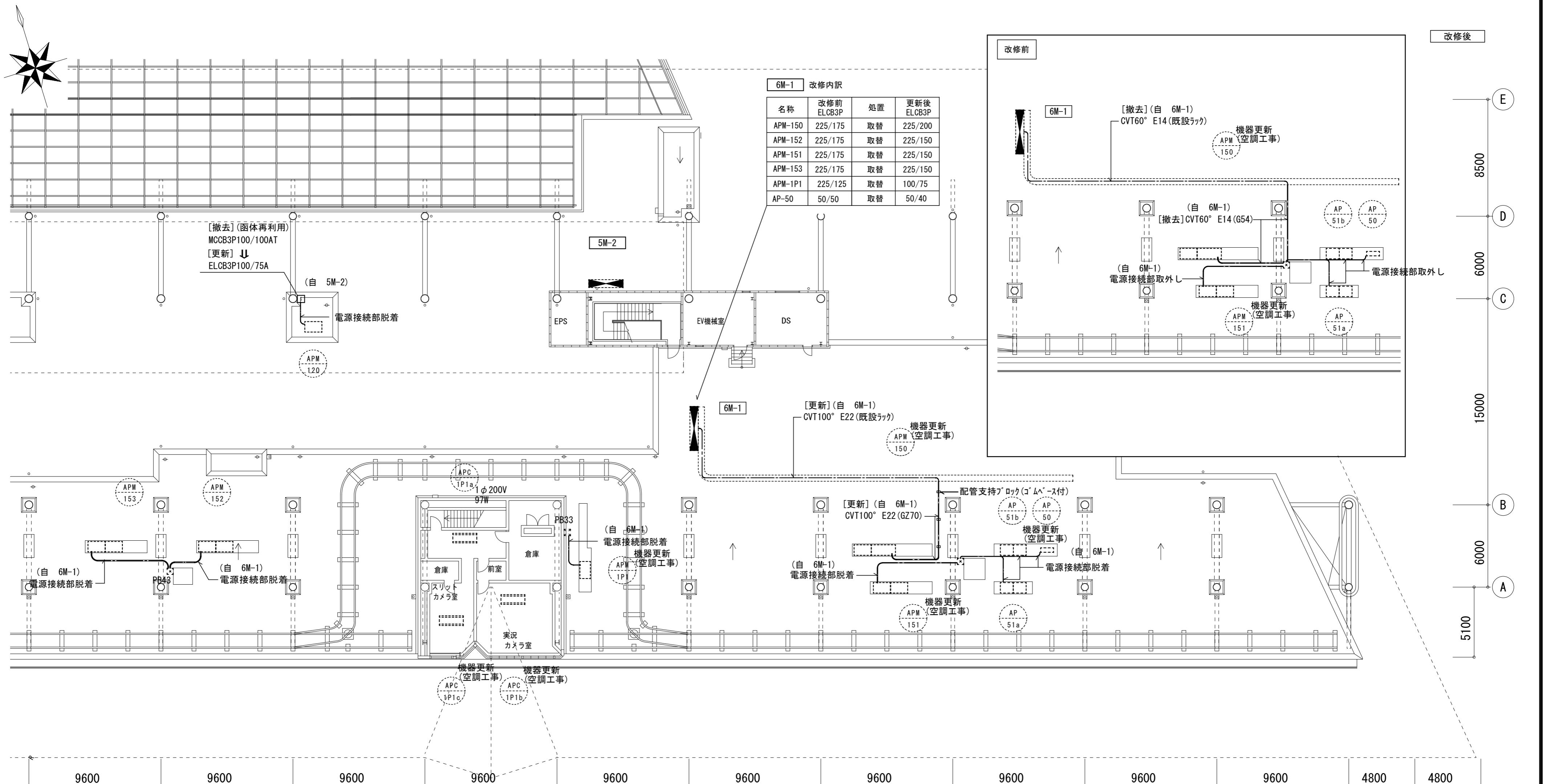
設計者

一級建築士
第61738号
山本 寛康

No.

E-013

原図:A2



屋上平面詳細図-2

注記)

- 1・空調機接続カ所は金属製可とう電線管(ピニル被覆・防水)を使用する。
- 2・屋外配管は溶融亜鉛めっき厚鋼電線管(GZ管)使用の事。
- 3・破線-----記入は既設配線、機器更新(空調工事)を示す。

記号	名称	備考
	動力盤(既設)	既設
	空調機	
	空調機(室内機)	
	手元開閉器盤(MCCB収納)	既設
<input checked="" type="checkbox"/> PBno	フード ピッキン(SUS防水)	傍記=寸法を示す。
		破線=既設を示す。
	PB43=400x400x300	